
令和4年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和4年12月9日 (金曜日)

議事日程 (2)

令和4年12月9日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 1 5 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日は一般質問を行います。なお、本定例会より一般質問の時間を通常の 60 分以内に戻します。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

7 番、公明党の松岡です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名 1、障害者と健常者についてでございます。

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通を図るための法律「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が 5 月に施行されました。現在、町は共生社会の実現に向けた取組を行っているところでございますけれども、この法律の基本理念の下、関連施策をさらに推進しなければならないと考え、お伺いいたします。

この法は障害者と健常者が直面するコミュニケーションの壁をなくそうというテーマの下に、障害者が円滑に情報取得・利用し、意思疎通をしていけるよう国を挙げて取り組みを進めるための法律でございます。背景には、避難の呼びかけが聞こえない、聞こえても目が見えない人、足が不自由な人は自力で逃げられない。2011 年の東日本大震災では、こうした状況で命を落とした障害者が多く、障害者の死亡率は住民全体と比べて約 2 倍に上がったとのデータもあります。命を守ることができても、避難所では目が見えず重要な貼り紙の情報があることすら分からない、アナウンスが聞こえず、食料などの配給が受けられないといった不便を強いられたという意見もあります。突きつけられた厳しい現実が契機となり、障害者情報の利用しやすさや意思疎通に焦点を当てた法整備を求める声が次第に高まってまいりました。これを受けて 2017 年に設立された超党派の議員連盟が、障害者団体と意見交換を重ねながら今回の法案を取りまとめました。そこでお伺いいたします。

本法の理念と町の義務づけはどうか規定されているのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは御回答いたします。

法の理念と町の責務についてということでございますので、この法律では4つの基本理念が示されております。

1つ目に、情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段として、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること。2つ目に、日常生活または社会生活を営んでいる地域にかかわらず、ひとしく情報の取得ができるようにすること。3つ目に、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすること。4つ目に、デジタル社会において高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、必要とする情報を取得し利用することができることの4つになっております。

町はこの基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務があると規定されております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁では4項目についての理念ということで説明がございました。

特にですね、3点目とか4点目、3点目の障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすると。4つ目に、デジタル社会において高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じて必要とする情報を取得し、利用することができるようにすると。そういった特殊なものもございますので、しっかりとこの理念を学んでまいりたいと思います。

それでは、町の施策についての方向性については、どのように規定されているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

国及び地方公共団体が取り組むべき（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

もう一度、質問の内容をしっかりと明示したいと思います。

自治体に取り組む具体的な施策、ポイントが明示されていますので、この点についてお伺い

たします。失礼いたしました。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

すみません、ちょっともう一度お願いします。申し訳ないです。

○議長 辻本 一夫君

もう一度お願いします。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

自治体が行き組む具体的な施策についてのポイントはどうか、お伺いいたします。
よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

主なものとしまして、障害者による情報取得等に資する機器やサービスの開発・提供に対する助成などの支援を行うよう努めること。障害の種類・程度に応じて、迅速・確実に防災・防犯に関する情報を取得できるようにする体制を充実すること。障害を持つ方が、多様な手段により緊急の通報が行えるようにするための仕組みを整備すること。また、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むため、意思疎通支援者、いわゆる手話通訳者の確保・養成・資質の向上等の施策に講じることなどが自治体に求められております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、施策のポイントを述べていただきました。

それではですね、実際ですね、次に要旨の3に行きますけれども、町の施策の方向性についてお伺いしたいと思います。

まず、障害者の手帳を所持しておられる方の人数をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えいたします。

障害者手帳の所持者数ということで、令和4年11月1日現在で、身体589人、精神115人、療育112人の合計816人となっております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

障害者手帳をお持ちの方が町内に800人以上もおられるということであります。またですね、状況によっては同じような境遇に近い——手帳を持っておられませんが同じような状況で困っておられる方が非常に多いんじゃないかと思えます。

それですね、今回、施策のポイントとして自治体への義務づけが今、先ほどのようにされているわけですが、町としての具体策はどのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えいたします。

芦屋町においても法律で求められる町の責務に対する施策について、既に積極的に推進してまいりたいと考えております。芦屋町では障害者基本計画を策定し障害者支援施策を推進しておりますが、情報アクセシビリティに対応した施策にも既に取り組んでいるものがございます。

1つは、各家庭に配布している戸別受信機です。戸別受信機は災害時の避難情報や町からの重要な緊急情報を受信する機器で、町からの情報だけではなく住んでいる自治区からの情報も配信されております。受信した情報は音声によってお知らせするとともに文字で確認することもできるため、視覚障害者、聴覚障害者の方、また障害をお持ちでない方と同様に等しく情報を得ることができます。

次に、声で届ける広報あしやです。視覚障害者や文字を読むのが困難な高齢者などに対して、広報あしやと芦屋町議会だよりを音声にして提供しております。さらに、手話通訳者の育成にも取り組んでおります。中間市及び遠賀郡の1市4町で手話奉仕員養成講座、こちらの入門編と基礎編を年ごとに交互に開催しております。入門編を受けた方には引き続き基礎編を受講していただき、知識の向上に努めていただいているところでございます。このような施策を引き続き推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁でございましたように、町としてはですね、法律で求められる責務をしっかりとやっていくということなので、その点は評価できると思えます。今、答弁でございましたように既に

ですね、共生社会の実現に向けて町としてもですね、今、御紹介がありました取組が行われているということだと思います。

1つは、目玉としては戸別受信機、それから広報紙、それからそういったものについての議会だよりも含めてですけども、音声でお伝えすることができるシステムがあると。また、手話通訳者の育成についてもですね、取り組んでいますよというお話でございました。

しかしながらですね、こういう面は合致する点がございませけれども、戸別受信機というのは非常にですね、有効であるし、導入についても私たちがしっかりとですね、御要望を上げて実現させていただいたわけですけども、これは非常にいいことだろうと思うんですけども、実際、戸別受信機についてもですね、言及されたことがございまして、やはりまだ全員が、本来であればこういった機器が届いた時点ですぐに設置するというのが当たり前のことなんですけども、人によってはまだされていない。特に障害者の方たち皆さんが全て取り付けておられればいいわけですけども、またそういったものを取り付けても実際に起動するかどうかもちよっと分からないところもございませ。必ずや、これが全てオーケーということではないのではないかと思います。

また、広報紙の音読というか音声で流してくれるんですけども、こういった音声で届けてくれるための環境整備が整っていないと、やはりそれも障害者の皆さんに届かないというような状況も考えられます。そういうことでいろいろ対策を講ずるわけですけども、それが実際に対策に結びつくような形を取らないといけないのではないかと思います。またですね、手話通訳者についてもですね、育成についても後から言及しますが、この数を非常に増やさないとなかなかいろんな取組もできないのではないかと。そういう点からしますと対策を、また不測の事態に備えてですね、こういった施策をさらに町としては一部やっておりますけども、さらなる充実を図らないとならないのではないかと思います。

そこでですね、町は取り組んでおりますけれども、2～3件関連する事項についてお伺いしたいと思うんですけども、1つはですね、イヤモード購入費補助の拡充についてお願いできないかということでお話をしたいと思います。

障害者サービスの対象にこれになっているのかどうか、これをお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

イヤモードの購入が補助対象になっているかというところで、イヤモードを買うときは補聴器も大体ついてきますので、併せてちょっとお話させていただきます。

補聴器とイヤモードの助成事業としまして、補装具費支給制度と軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業があります。補装具費支給制度では、障害者手帳をお持ちの方が医師の意見書によ

って必要と判断された場合に支給されます。非課税世帯では、自己負担はありません。本人または配偶者のどちらかが課税であれば1割負担となっております。軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業では、18歳未満の児童で両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、障害者手帳の交付対象とならない児童が対象となります。助成額は3分の2ですが、非課税世帯は全額補助となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね、今、イヤモールドの購入費、補装具の件でありますけれども、この利用者の数と購入費はどの程度なのか伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

補装具の利用者数は直近5年の合計で31人となっております。1年間で6件程度の申請がっております。購入費につきましては国の定めた単価表がございまして、補聴器が4万3,900円、イヤモールドが9,000円となっており、課税世帯であっても5,300円程度で入手できます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の点ですけども、補聴器が4万3,900円、イヤモールドが9,000円となっていることでもあります。補助のほうも手厚くなっているような感じを受けますけれども、さらなる充実を図らなくてはならないという観点からしてですね、家計の負担がまだ大きいのではないかと考えるわけですけども、この点はいかがですか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

確かにですね、耐用年数が一応5年でありまして、必要な方は5年ごとに買い換えることができます。家計への負担がないということはないと思われませんが、課税世帯の方でも9割助成されておりますので、若干は助かっているものではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

さらなる拡充をちょっとお願いしたいと思うわけですが。

それですね、次なんです、松山市がですね、人工内耳用のイヤモールドを、これは日常生活用具の対象品となるんですけども、こういうことを加えている自治体がございます。芦屋町については人工内耳用のイヤモールドについて、こういった助成を行う考えがないかどうかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

先ほど御説明しましたイヤモールドにつきましては、人工内耳じゃない通常の補聴器についての説明でございました。今、議員がおっしゃられましたとおり人工内耳につきましては、国は当初の装着は医療保険の対象としておりますが、イヤモールドや必要な電池については対象となっておりません。そのようなことから、日常生活用具の対象項目に松山市のほうも加えられておると思います。

で、芦屋町においてなんですけれども、他の日常生活用具との整合性との検討も必要でありますし、対象項目につきましては郡内の足並みをそろえて実施している点もございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

郡内の調整も図ってですね、前向きな対策が講じられればと考えます。

次に移ります。次はですね、先ほどの施策ポイントの2にございました防災、それから防犯関係の事例に関しての点でございます。それで、災害時の情報伝達についてちょっとお伺いいたします。

夏場の津波発生時の対応、これについてはどのように行っておられるのか。津波警報発令時の海での連絡手段、ここで聴覚障害者の方がおられるような、利用されてるときの対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地震が発生し津波が押し寄せるおそれがある場合、気象庁は津波警報を発表し、テレビ・ラジオ・緊急速報メールなど様々な手段で対象地域である人々に伝達されます。

芦屋町でも津波警報・大津波警報が発令された場合、先に紹介した情報伝達手段に加え、全国瞬時警報システム（Jアラート）により自動で戸別受信機や防災行政無線を通じて屋内・屋外の住民の方にお知らせをします。また、防災メールまもるくんやヤフーの防災情報などの防災アプリを入れていれば、携帯電話により災害等の情報を得ることができます。議員御指摘の夏場の主に海水浴場などにおいて津波警報が発表された場合、直ちに避難する必要があります。しかし、海水浴場などでは携帯電話を所持していない方も多く、また、視覚に障害をお持ちの方にも情報を伝達することが求められます。

こうした課題を踏まえて気象庁では検討が重ねられ、旗による伝達手段として令和2年6月から津波フラッグの普及啓発が行われています。津波フラッグは津波警報等が発表されたことをお知らせするもので、長方形を4分割した赤と白の格子模様のデザインです。縦横の長さや比率に決まりはありませんが、遠くからでも視認できるよう短辺100センチ以上が推奨されています。また、津波フラッグは主に船舶間の通信に用いられ、「貴船の進路に危険あり」を意味する国際信号機であるU旗と同様のデザインです。U旗は、海外では海からの緊急避難を知らせる旗として多く用いられていることで知られています。ただし、津波フラッグの認知度は十分とは言えず、消防庁・気象庁や各气象台やライフセービング協会、各市町村を通じて津波フラッグの活用とともに周知に努めているところです。

本町においても福岡管区气象台から海水浴場での活用を図っていただきたい旨の依頼があったことから、芦屋海水浴場を管理する芦屋町観光協会に活用をお願いを本年4月に行ったところです。芦屋町観光協会からは津波フラッグの認知度が十分でないことから、現在、波高が高いときに用いる、赤字に遊泳禁止と描かれたフラッグを津波警報等が発表された際には用いて、海水浴場にいらっしゃる方に周知すると確認をしております。観光協会に来年度、津波フラッグを導入していただくよう要請していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今ありましたように聴覚障害者の方にですね、今は冬なんで何となくこの夏場の問題を挙げるというのはちょっと引けるわけですけども、それでもですね、やっぱりフラッグを国としてもで

すね、規則を改正してそういった伝達的手段を令和2年の夏からですね、行うということになりましたので、これをしっかりとですね、普及啓発をしなければいけないと思いますので。ただ、皆さんが分からないのを振ってあげても「何のこっちゃら。」っていう話になりますので、これはですね、しっかりとですね、普及啓発していただきたいと思います。

それではですね、続きましてこの避難所の対応ですけれども、障害者の方、聴覚障害者の方が避難所に来られたときの対応についてちょっとお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

障害者などの耳の不自由な方が避難所に来られた場合、福祉課において筆談が可能な持ち運びができるホワイトボードを準備して対応することとしております。また、日常生活の手話であれば対応できる職員も数名いますので、必要に応じて対応に当たりたいと考えております。

聴覚障害の方だけにかかわらず、内部障害、難病、また妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするよう、福岡県が作成しているヘルプマークやヘルプカードを避難所である総合体育館、中央公民館に準備して対応するように考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

災害対応についてはですね、命に関わる事項でありますので、しっかりと対応をお願いします。

今、最後にございましたヘルプカード、これについても施策のポイントの3にございまして、そういった障害者の方がですね、困っている緊急通報を行うシステム、今のところヘルプカードが大きなものだと思うんですけど、これについても一般質問させていただきましたけども、やはりそういったヘルプカードだけじゃなくして、やっぱり自分が障害者っていうことで障害者の方が訴えられる体制づくり、こんな避難所が開設されたときでもですね、皆さんが気を配ってみんな支え合う仕組みづくりが重要じゃないかと思います。

それでは次に移りますけれども、施策のポイントの4にございました手話言語についてお伺いします。

現在ですね、手話通訳者の町の数、通訳者の活用状況についてどうなってるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町の手話通訳者の数についてですけれども、芦屋町手話の会では、大人7人、子供10人で活動をされております。また、その活用状況につきましては、町の講演会等で手話通訳をお願いする場合は芦屋町手話の会にお願いしております。

また、町では手話通訳者派遣事業、こちらを実施しております。登録してもらっている手話通訳者は2名となっており、この派遣事業は手話を必要とされる方が病院の診察や様々な手続などの日常生活において、手話通訳者の支援を受けることができるものです。活用状況としまして、平成30年度は66回、令和元年度は40回、令和2年度は34回ありましたが、令和3年度は11回、令和4年度は現在までで1回と減少しております。その理由は、よく利用される方がお亡くなりになったのが原因でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁の中でちょっと気になる点がございます。「利用者が少なくなったので、今、活用状況は停滞気味です。」というお話でした。しかしながらですね、1人でもおられればということで、亡くなられて残念な結果でしようけれども、こういったことで共生社会の実現に向けた取組を町としても挙げてやっておられますので、1回これが途切れると次の構築も非常に難しい状況になりますし、やはりこういった障害者を見守る体制づくりっていうのは日頃からやっておかなければ、急遽何か構築しようとしても難しいものではないかと思っておりますので、以前にも増してですね、その体制づくりについては頑張ってください。

それでは他自治体の状況、活用事例はどのようになっているのか、掌握されてるかお伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

他自治体例についてですが、障害者福祉サービスである地域生活支援事業の1つに意思疎通支援事業というのがありまして、手話通訳者の派遣事業がこちらに当たりますので、他の市町村においても芦屋町と同様の現状であると考えられます。

また、先ほど御説明した手話奉仕員養成事業も地方自治体の事業と定められておりますので、他の自治体でも同様に実施されております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

他の自治体も芦屋町と同じような状況じゃないかということなんですけれども、先ほど答弁の中に手話通訳者の派遣業務がございまして、登録者が2名というお話でした。こういった法律ができて、さらにそういった手話通訳者を増やそうじゃないかという大きな取組が進められている中で、このままでいいのかという疑念が私にはございます。

手話通訳者の活用についてはですね、機会がたくさんあるんじゃないかと思います。今回の芦屋町の人権研修会、まず今回は映画ということで、非常にその辺りも活用されるのかなと思ったりもしておりますけど、どうも行われなような話もございます。映画については字幕が映らないというような話もございまして、本当に人権の映画としてどうなのかなと思ったりもします。それを検討した結果、今回の人権まつりになったんじゃないかというふうに思いますので、今後ともですね、そういった人権についての取組を充実させなければならないと思います。

それではですね、こういった通訳者の人材育成の状況と育成の必要性をどのように町は考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町内における手話通訳者の育成は大変重要なことであると認識しております。手話通訳者の育成につきましては、先ほど説明した遠賀中間1市4町の合同で実施している手話奉仕員養成講座がありますが、さらなる手話の知識向上を希望する方には県が実施している手話通訳者養成講習会、こちらを案内しております。

芦屋町としましては手話に対する理解の促進や必要性を啓発することで、まず手話に興味を持っていただき、興味を持っていただいた方が最初に手話に触れていただく入門等の初級講座を今後も積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それでは最後なんですけども、他自治体ではこの手話言語に関わる条例を制定している自治体はかなり多くあります。条例の名称はそれぞれ違うわけなんですけども、この法の理念に基づいたそ

ういった条例を制定して、自治体として積極的に取り組んでいるところがございます。また、我が町についてもですね、今回の法律、そういった理念に基づいて推進する意味からしてですね、手話通訳者のですね、やっぱり充実を図ったりとか普及啓発、そういった理解をしてもらう、町民の皆さんに理解をしていただいて、町を挙げて取り組むべきではないかなというふうに思うわけですけども。

それではですね、この条例を全国に制定している状況はどうか、また手話言語に関わる条例制定の見解について、どうお考えになるかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

手話言語条例は令和4年11月1日現在で、全国では県の制定も含めてですが459の自治体が制定しております。県内でも12市町村が制定しております。

こちらを芦屋町としてどう考えるのかというところで、議員おっしゃられるとおり条例化をすることで住民の意識改革、啓発につながるものであるというのは考えられます。障害者福祉施策については郡内足並みをそろえて実施することが多くありますので、郡内の課題として取り上げ、条例化に向けた調査研究を行いたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかりとですね、取り組んでもらいたいと思います。障害者と健常者の壁がなくなる優しいまちづくり、これを期待したいと思います。

続きまして2件目に移ります。2件目は電子図書館についてです。

社会情勢の変化を踏まえ、電子図書館を配置する自治体が急激に増えております。電子図書館については導入効果が多々考えられます。さらなる図書館の機能の充実が求められると思います。そこで、町の中央図書館も電子図書館を導入すべきであると考えてお伺いいたします。

要旨1、電子図書館サービスの現状についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、お答えいたします。

電子図書館とは、実際に図書館に行かなくてもインターネットを通じてお手持ちのパソコンや

タブレット、スマートフォンなどから図書館が所蔵するデジタルデータで作成された出版物（電子書籍）を紙の本と同じように借りて読むことができるサービスです。

電子図書館のサービスは、貸出し・返却以外にも検索・閲覧などのサービスがあり、利用者はどこにいても365日24時間利用することができます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

サービスと一部メリットを述べてもらいました。

それではですね、現在この普及率はどの程度なのか伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

一般社団法人電子出版制作・流通協議会が発表している最新のデータでは令和4年10月1日現在、全国の24.4%に当たる436自治体が電子図書館を導入していて、近年急激に増加しております。なお福岡県では現在、県立図書館を含め37.7%の23自治体が導入しており、全国第8位の導入率で、芦屋町近郊の自治体では北九州市、宗像市、岡垣町が導入しています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今ありましたように、かなりですね、今10月現在の数を多分本石課長が答弁してくれたと思うんですけど、1月1日現在ではですね、272自治体、265図書館だったんですが、この10か月で400を超える自治体が入っている。こういう面からすると非常にですね、やはり何か社会的な大きな変化があったんじゃないかと思います。

なお、もう既に海外でもですね、アメリカですけども非常に多くの電子図書を入れておりまして、紙の5分の1、要するに図書の5分の1は電子図書と。またシンガポールにおいては2014年には1,100万の蔵書、電子図書が導入されていると。海外の中でもアメリカ、シンガポールに限定されますけども、かなりそういった電子図書館が設置されてるということでもあります。今ありましたように、遠賀郡でも岡垣町が入っています。「ちょっと先を越されたかな。」と町長は思っておられませんかね、と思うんですが、その辺り、負けず嫌いの芦屋町でいきたいなと、いけたらなと思います。

それでは、ここでお伺いします。導入効果、メリットはどういった点にありますか。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

電子図書館利用者のメリットの1つは先ほど申しましたが365日24時間、家でも外でも利用できることです。貸出し・検索・閲覧といった使い方が時間と場所を選ばずにできるので、利用者の利便性は向上すると考えられます。また、文字の拡大表示や音声読み上げといった機能があり、障害者や高齢者の方々の利用支援にもつなげることができると考えております。

一方、運営側のメリットとしては貸出し返却業務及び延滞による督促業務などが軽減されるとともに、書籍の保管場所が不要で、現物管理の手間や貴重資料の紛失・汚損リスクが解消され、在庫管理業務の効率化にもつなげることができると言われております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁にございましたように利用者のメリットとしてですね、とりわけ先ほどの件名1で挙げましたように、障害者の方に対しても手厚くこういったものが利用できる体制ができるということであると思います。なおですね、今の答弁の中にはございませんでしたが、本石課長のところの所管が生涯学習ということで図書館を中心にした考えでありますけれども、それ以外にもですね、自治体それから学校のメリットもございます。一般的に言われるのは、図書館や学校に来られない人に伝えたい情報・資料を提供できるシステムである。「非来館者サービスの一環でありますよ。」と。また、日本全国または海外の方々に自治体、芦屋町をアピール、学校をアピールする手段として使うこともできます。「自治体・学校が作成した資料を公開可能です。」ということで、また住民・生徒・父兄に対して情報発信ができるということまであります。

先ほどもありましたように、読書アクセシビリティ機能により障害者サービスが可能であると。こういう点も強みでございます。子育て支援、子供の教育の充実、教育格差の助成にもつながるというメリットもございますので、そういう意味からしても効果が非常にあるのではないかと思います。

それでは要旨の3ですけれども、電子図書館の普及がこれほど向上している社会的情勢の変化、背景はどういったことがあると考えておられるのか。また、具体的に導入事例についてはどうなのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

各自治体が電子図書館を導入する理由は様々だと思いますが、次のような社会情勢の変化が導入に影響を与えていると考えております。

1つは「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、通称「読書バリアフリー法」の成立です。これは令和元年6月に成立したもので、障害の有無にかかわらず全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律で、地方公共団体は国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ施策を策定・実施する責務があると規定されております。紙の書籍には大きな文字で書かれた大活字本や点字図書などもございますが、近年はデジタル化の流れを受け、文字の拡大機能や音声読み上げ機能に対応した電子書籍が普及しており、電子図書館の導入は障害者サービスの拡充に有効であると考えられます。

次に、文部科学省によるGIGAスクール構想への取組です。町内小中学校の児童生徒に1人1台のタブレット端末が配備されておりますが、これを用いることで、電子図書館で借りた電子書籍を学校において教材として活用することの可能性が広がるとともに、図書館利用が減少している若年層の読書活動推進に寄与できると考えられます。

そして、新型コロナウイルス感染症の脅威です。電子図書館は図書館に来館せずに貸出しサービスを受けられる非接触型の行政サービスなので、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避でき、拡大予防に有効的であると言えます。

そして導入事例についてですが、令和2年度に文部科学省が実施した子供の読書活動の推進等に関する調査研究に関する報告書に、読書推進活動の取組事例が紹介されております。その中から幾つか事例を紹介いたします。例えば静岡県熱海市の熱海市立図書館では、市内の小学校で音声付きの英語の絵本をタブレットからモニターに映して解説をする朝読書の取組を試験的に行ってらっしゃいます。また、岐阜県関市の関市立図書館では、小中学校の各学校に1つずつIDを配布し、朝の読書活動や読み聞かせなどの活動で電子書籍を活用してもらっているとのこと。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね、次ですけども、電子図書館の導入についてデメリットがあるんですけども、今回はちょっと割愛させていただきます。電子図書が高いとかですね、そういうことで導入に関して紙の図書よりもちょっと高額、今のところ2倍になるっていうふうに聞いておるんですけども、これについては省かしていただきまして、最後なんですけど、導入に当たって何か障害があるの

かと。そういった点と、電子図書館の導入についての町としての見解はいかがでしょうか。これについてお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

電子図書館の導入は現行の図書館事業の代替にはならず、もう1つ新しい図書館を整備するイメージであると言われております。この理由が貸出し可能な電子書籍の種類・冊数が少ないことで、これが電子図書館のデメリット、導入を迷う要因であると考えられます。紙の書籍や資料が全て電子化されているわけではないため、電子図書館で読める本の種類・数が非常に限られます。例えば育児や料理、絵本、ビジネス書などは比較的電子化されると言われておりますが小説は少なく、最新の小説が発刊と同時に電子書籍になることは少ない状況です。このような状況の中で、利用者ニーズに合った選書となるかどうかということが悩ましい部分であると考えております。

現在の芦屋町図書館の利用状況や、実際に電子図書館を導入している岡垣町などの利用傾向など情報を分析して、電子図書館の導入については導入及び維持コストを踏まえて利活用について十分に検討した上で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁ございましたように電子図書館についても今、デメリットを含めた形だと思うんですけど障害となってるところがございます。アイテムがちょっと限定的になってるとか、そういうところもありますけども、メリットのほうは非常に多いんじゃないか、デメリットよりもですね。ただ、あとは経済的な負担、町がこれを構築するってなると非常に厳しいところがございます。単町でやったほうがいいのか、広域を含んでですね。電子図書館を新たに造るような形になりますので、遠賀郡4町でこの辺りはまず町長等含めてですね、今後の検討課題で前向きに検討していただければと思います。

それでは、件名3に移らせていただきます。ワクチン接種の助成についてです。

これも何度となく一般質問で出てるところでありますけども、インフルエンザも含めてなので、その辺り医療事務関係で切迫するというような御意見もございますけれども、やはり私は、インフルエンザの助成についてはやっていただいたらというふうに思うわけです。

そういうことで経済的な負担が非常に大きいということで、家計で困ってる方、それから受験で困ってる方、そういう方もおられます。高齢者について、私は先日打ちましたけども、1,50

0円で。ありがとうございました。65歳以上は一応そういうことで定期接種ってことで、65歳未満の方に申し訳ありません。私はインフルエンザを打ってまいりましたので、そういうことで多くの方が助成を受ければ、特に子供さんの多い家庭、それから受験を控えた子供さんがおられるところ、そういったところはどうかなと思うんですけど。

そこでお伺いをしますけど、他自治体の状況、助成の動きについて、また助成内容、費用についてはどうなってるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えします。

現在、県内においてインフルエンザワクチン接種に対する助成を行っている自治体は、60自治体のうち本町を含めて57自治体となります。内容といたしましては、定期接種の対象である重症化リスクの高い65歳以上の高齢者への助成が主なものとなっております。また、北九州市をはじめとした10の自治体では、小児や妊婦等への助成も行っています。

助成費用につきましては自治体ごとに様々で、接種費用の半額程度を助成している場合が大半ではありますが、中には全額を助成している場合もあります。ちなみに芦屋町では先ほど議員おっしゃられたんですけども、定期接種対象である65歳以上の高齢者及び60歳～64歳までの身体障害者手帳1級程度の方に対して、接種費用の半額程度に当たる一律1,500円で接種できるよう助成しています。併せて、65歳以上もしくは60歳～64歳までの身体障害者手帳1級程度の方で、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の方については無料で接種できるよう助成しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

自治体においてはですね、コロナの関係でですね、同時流行が懸念されるという状況を踏まえて65歳以上は無料接種を行ってる自治体もありますけども、町の見解はこの点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

今おっしゃられたように、現在我が国におきましてはインフルエンザと新型コロナの同時流行が懸念されております。インフルエンザワクチン助成の拡充については同ワクチン接種率向上につながり、新型コロナとの同時流行防止に有効であると考えます。また、現在の物価上昇等に伴う家計負担軽減の効果もあると考えています。一方で、令和3年度から本格的に開始された新型コロナウイルスワクチン接種によって全国的に医療機関の負担が増加し、町内の医療機関においても業務がかなり逼迫しています。そのため、中間市と郡内4町では遠賀中間医師会等関係機関と協議し、インフルエンザワクチン接種に対する助成については、現在の重症化リスクの高い65歳以上の高齢者等を対象としたものとしています。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮しながら引き続き関係機関等と協議し、効果的な助成について検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

業務が切迫しているっていう話であれですけども、私は先ほどから言ってますように、ちょっと負担の大きいところとかですね、受験者とかそういったところまで心配りできたらいいのになと思ったりしております。高齢者の方についてもやはり無料でできればというところがありますが、財政の状況もございますので無理やりは申し上げることができないと思います。

次、要旨2に移りますけど、実は带状疱疹ワクチン接種についてでございます。

これがですね、メディアによりますと「脅威である。」というふうに言われています。何でかと。80歳までに3分の1の人がかかると言われています。国としてはですね、ワクチン接種について定期接種は带状疱疹については検討されております。しかしながら、いまだ定期接種には至っていないという状況で、今後これは定期接種になればいいのになと思いますけれども、国の状況もございます。そういった中で町の対応はどうなるのだろうかなど。

そういった定期接種には至っていないんだけど、これはちょっと判断していただいて、できれば助成をしていただけないのか。インフルエンザを含めてそういった内容なので、非常に財政の状況も踏まえつつ申し上げなくちゃいけないんで、ちょっと不要なところもありますけどもお願いできればと思います。带状疱疹のですね、発生要因、それからコロナの感染症との関係はどうかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

帯状疱疹は、水ぼうそうの原因ウイルスである水痘帯状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。発症要因といたしましては、加齢、病気、疲れなどで抵抗力が弱くなると、潜伏していたウイルスが活性化し、帯状疱疹を引き起こすとされています。国立感染症研究所によりますと、我が国における帯状疱疹の発症頻度は年間1,000人当たり5人程度で、加齢に伴い増加する傾向があり、50歳を境に発症率が急激に上昇し、70歳以上では年間1,000人当たり10人以上になるとされています。また、そのうち約3%の方が入院を伴うような重症化するリスクがあるとされています。

新型コロナ感染症との関連性につきましては明確な根拠はございませんが、一説ではコロナ禍での生活習慣の乱れや経済的不安等によるストレスが発症要因の1つとなっていると言われております。また、コロナ感染により免疫システムがダメージを受けることにより、コロナ感染者の帯状疱疹発症リスクが高まるとも言われています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、発症要因の話をお願いしまして、コロナとの関係もお伺いしました。

資料を2枚ほどお配りしてありますが、まず資料として書いてあるほうをちょっと御覧ください。帯状疱疹の臨床的な特徴をここに書いてお配りしております。

特に、私はまだかかってないんですけど、かかった方もおられるんじゃないかと。80歳までに3分の1がかかるということで、これですけれども、皆さん小さい頃、ほとんどの方が水ぼうそうにかかったことがあるということだと思っておりますよ。今の子供たちはどうかというと、かかるとはですか？ちょっと分からない。昔はですね、「水ぼうそうにかかっている。」と言ったら、「よし、うちの子供連れてけ。」とか言って、みんな連れていかれた思い出があります。ということで、大体は抗体を持っておられるんですけど、これがウイルスらしいですね、感染するのは。それがですね、死滅してなくて、皆さんの神経——中枢のほうに結局潜ると。で、免疫が落ちたらそれが上がってくるという状況になるそうです。

そういう状況の中で、何でこんなはやってきたのかなという話で、コロナで免疫が落ちればそれはあるでしょうけど、実は2014年からこの水ぼうそうのワクチン接種を子供たちが打つようになって、結局そういったウイルスに感染してる子供たちがいなくなった。そういった子供たちがおれば抗体を持ってるので、私たちが近寄っていったらブースト関係でワクチンの接種と同じように活性化するそうです。それで、結局免疫力がまたかあっと上がってウイルスに勝つと。

そういうことで起こらなかったんですけど、ここに至っては今のところそういったブースト効果がなくなったから、みんなのんびりしてる。で、免疫力、特にこういった議会に出てくると疲れたなとっていけばかからないとも限らないし、疲れてきて仕事も皆さん大変でしょうから、職員の皆さんもですね、かかると。特に50歳からかかっていって、年齢が上がるとともにパーセンテージが上がります。70歳からすると10%ぐらいとか、80歳近くなってくるとその程度になるので、周りを見渡してみたら多分そういう方もおられるんじゃないかと。

それから合併症ですけど、ここにありますが、下にですね、書いてあるとおり、いろんな合併症、重篤になる可能性があります。かかった人の約20%がかかるといふうに言われてまして、ここにありますが、顔面に発症した場合ですね、顔面神経麻痺、聴覚障害、目の角膜炎などの合併症が起こりますと。傷も残りますよと。で、ごくまれに髄膜炎や脳炎を起こすこともあります。痛みから外出をしなくなってしまうたり鬱になったり、高齢者では認知症につながっていく危険性もありますよということでメディアのほうから報じられて、「日本で急増する『带状疱疹』の知られざる脅威」、そういうことで、もう暗に何ですかね、ひょっとすると危ないよっていうことですね、危機があるんで、周りに発症された方を見ると皆さん多分「自分も打たないけんな。」ってやっぱりなるんですけど、関係なかったら「いや、こんなのはどうでもいいわ。」ってなるんですが、やはりそういうことで発症しますということで、そういった環境にあるということを重ね承知してもらいまして、国のほうも検討しておりますので、その辺りの助成でワクチンを打ってもらいたいと思います。

生ワクチンがちょっと高くてですね、2万円の2回打ったら4万円とか、不活性ワクチンで4,000円の8,000円ということで、今からお伺いしますけども、そういった自治体で助成をしているところがどうなのかっていうことでお伺いしたいと思います。それではですね、他自治体の助成状況についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えします。

現在、県内においてこの带状疱疹ワクチン接種に対する助成を行っている自治体は、60自治体のうち太宰府市のみの1自治体となっています。内容といたしましては、接種者全員に接種費用上限1万円を助成するものとなっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まだまだちょっと福岡県は少ないですけども、他県についてはまだ多いですね。今、太宰府市だけってということで、福岡県はちょっとのんびりし過ぎてるかなと思います。

それから、資料として2枚目をお配りしてます。これはですね、勝手ながら私がデータ——宮崎市で発生した今までの状況、それから国立感染症研究所が発表してるデータを基に、芦屋町に照らし合わせたらどのぐらいかなということを出した資料です。

右の表で、50歳以上が76名で重篤するのが16名ぐらいじゃないかということでも算出してますけど、これエクセル使った関係で四捨五入関係で数字がちょっと17とか16になってますけど、大体50歳以上で16名ですね、重篤する人は。带状疱疹になる方は76名。65歳では53名の13名。これは勝手ながら私が宮崎市のデータをそのまま芦屋町に置き換えたことなので、御了承願います。このぐらいの程度ですということですが、大変ですということ。

最後にお聞きしますが、ワクチンの助成についての見解をお伺いいたします。あと49秒しかありません。お願いします

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

お答えいたします。

带状疱疹ワクチンの接種に対する助成につきましては、今からですね、接種に対する費用対効果等を十分に検証した上で、実施の有無を決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

以上をもちまして終わります。これについても取組をよろしく申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

換気のため、ただいまからしばらく休憩いたします。なお、11時10分から再開します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様おはようございます。6番、本田です。一般質問通告書に沿って質問させていただきます。今回の一般質問は海に面した芦屋町だからこそ実現可能であり、海を活用した観光による町のにぎわいづくりとなる芦屋港活性化計画についてお尋ねをします。

芦屋の海について少し述べさせていただきますと、私は小学生の頃、地域の子供会の行事としてたくさんの子供たちと一緒に、あるいは親に連れられ芦屋海水浴場や夏井ヶ浜で夏の海を楽しんだものです。話が古くて半世紀ほど前のこととなりますが、当時の芦屋海水浴場は海の家からの距離がとても近く、すぐに海に入ることができました。また、子供の私にはとても沖のほうまで泳ぐことはできませんでしたが、現在はテトラポットのあるところまで歩いていくことができます。時の経過とともに潮の流れに変化があり、芦屋海水浴場は年々広大な砂浜として広がっていき、このことが砂浜の美術展を開催できる基礎となり、今年は3年ぶり開催となる「あしや砂像展2022」として、数年前より名称を変えて芦屋町のみならず地域周辺に定着した人気のイベントに成長しています。今後も広大な砂浜を活用したマリンレジャーやイベント等の開催により、芦屋の海の魅力が広がっていくことを楽しみにしているところです。

このようなイベント等は海のない市町村では開催することができず、また、海に面していてもある程度の広域に広がる砂浜がなくては開催が難しく、その観点からすると芦屋町はイベント開催に適した場所を持っており、たくさんのお客様がお見えになった際の広大な駐車場も確保しており、さらには隣接した海浜公園は人気のエリアになっています。様々なイベントが開催できる環境が整いつつあり、このイベント開催を通して芦屋町が海を活用したまちづくりを行う上で、海辺のにぎわいが町民の方々にとっても大きな影響を与えてくれるものだと考えます。また、海が人に与える影響を幾つか紹介しますと、寄せては返す波の音、広い砂浜、きらきらとした日差し、マリンスポーツなど、イメージとして海に対しては華やかな生き生きとした感じを持っている方も多いかと思います。

このように遊び場としての海の顔と、日頃から仕事などが忙しく特に精神的な疲れやストレスが取れないという方には、海の持つ癒し効果は、海の成分と私たち人体を構成している成分はとても似ているらしく、海から絶えず聞こえてくる波の音は母親の胎内の音によく似ているものとも言われております。また、青い海の色には鎮静効果やリラクゼーション効果があるとされています。色には人の気分を変え、場合によっては健康面に影響する場合もあると言われ、様々な効果やパワーが秘められているようです。海の青い色には心を静め落ち着かせる効果や、見るだけで体温を下げしてくれるなどの効果があると言われ、私たちが青い色を目にしたとき、色の持つ効果によって副交感神経が優位に働き、血圧や脈拍・体温が下がり、呼吸もゆっくりとなるようです。脳

内にはセロトニンと呼ばれるホルモンの分泌が促進され、不安や恐怖感、いらいらなどのマイナスの感情が軽減され、体がリラックスした状態になるようです。また、鎮静効果によって体に感じている痛みが和らぎ楽になったと感じ、心が穏やかになると集中力もアップし思考力が高まるので、リラックスしたいときにはもちろん、仕事や学業の合間にリフレッシュがしたいときにも海を眺めるのはお勧めとされております。

このように芦屋町では、海がある様々な観点から人の交流といった利点を生かしたにぎわいづくりとして、芦屋港が新たな観光スポットとして変貌しつつあります。数年前から事前準備してきた芦屋町にとって、大きく観光部門としての芦屋港が動き始めています。ただ残念ながら、この変貌ぶりの予定等に地域住民の方々からは、「人から聞いたり広報あしやを見たり情報収集をしているのだけど、話の内容が当初の計画であったり変更部分であったり今後検討している部分だったり、あるいは以前、芦屋町で話題になったリゾート開発との違いとよく分からない。」との声をお聞きします。以上のことから、芦屋港活性化計画とレジャー港化について決まったこと、変更になったこと、検討していること、今後の課題等をお尋ねいたします。

件名1として、芦屋港活性化計画を基本としつつ、計画の内容と現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

要旨、芦屋港の活用・活性化は、芦屋町が福岡県と協議・連携しながら事業の推進をしています。そこで、事業の概要と現状の推進状況及び今後の課題や将来展望についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港の活性化は、遠賀漁業協同組合芦屋支所が使用しているエリア以外はほとんどが活用されていない芦屋港を芦屋町の地域振興のために有効活用しようということから、平成21年度から取り組んでいるものです。芦屋町の強みと魅力である海を生かした観光振興のため、既存施設を有効に活用しながら求められる機能をニーズに沿った規模で導入しようというもので、これによって芦屋町の観光振興、地域経済の振興に寄与しようというものです。この考え方を取りまとめたものが平成31年3月に策定した芦屋港活性化基本計画となります。

芦屋港レジャー港化における施設整備におきましては、活用できる既存施設を有効活用するとともに持続可能なものとなるようランニングコストを意識した施設整備とし、できるところから取り組む段階的整備を図る方針を掲げています。また、芦屋港や芦屋海浜公園に来訪された方が町内を回遊し、一定の消費をしてもらうことで町内の経済効果を高める目的があります。さらに芦屋町のファンになっていただき、起業や移住・定住につながるよう各種施策が連動することで芦屋町の地方創生の効果を発揮するという目的もあります。このように、玄海レク・リゾート構

想とは全く異なるものでございます。

次に、計画の概要について御説明します。

芦屋港においてはプレジャーボートの係留施設となるボートパークや海釣り施設、飲食・直売施設、観光集客施設を新たに整備するとともに、既存の緑地帯は一部の再整備や、より使いやすいように必要に応じて改良するなどの整備、隣接する芦屋海浜公園や芦屋海岸の有効活用を図ります。さらに、これらのエリア一帯の管理運営やマネジメントを担う運営組織の設立、経済効果を生かすための人材育成や機運醸成などを行います。

次に、現状について御説明します。

芦屋港活性化基本計画は平成31年3月に策定し、その後、福岡県からのレイアウト変更の提案を受け、令和2年5月に計画を一部変更しています。この変更の主なものは、ボートパークと海釣り施設の位置や規模となります。また、この変更に伴い福岡県の管理する物流機能の位置を集約するとともに当初計画していた飲食・直売施設の新設は行わず、上屋を活用した複合施設へ機能を導入することとし、年次計画を見直しました。

現在はこの計画を基に、特に今後の検討課題を解消するために令和2年度から各種事業に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは、基本計画が実施された場合の効果見込みについてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港活性化基本計画では年間25万人、芦屋港エリアでの消費額を年間約26億4,000万円と試算していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による観光動向の変化をはじめ、現在施設の詳細を検討しているものもあるため、全体の効果については今後見直した上で示していく考えでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

大変大きな計画であり、実施項目も多岐にわたると考えられます。その中から、今後の課題に

ついてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港活性化基本計画では、大きく次の5つの検討課題を示しています。

1. 港湾計画の改訂、2. 管理運営方法と運営主体、3. 町民の機運醸成と担い手育成、4. 民間誘致やテナント募集のための環境整備、5. 芦屋町の観光施策と一体となった事業推進となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、お聞きしました基本計画の概要と変更点及び今後の課題について、どのように現在取組をされて、進捗状況がどのような状況であるのかについてお尋ねをいたします。

現在のその中から、基本計画から変更されたボートパークと海釣り施設、物流機能の移転集約、飲食・直売施設部分の進捗状況についてお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

ボートパーク、海釣り施設、物流機能の移転集約につきましては福岡県事業となりますので、福岡県から説明を受けている進捗状況を御説明します。

まず、海釣り施設はボートパーク整備に当たって必要となる波除堤という波の影響を和らげる堤防の新設が主なもので、これについては昨年度より基礎ブロックの製作が始まっており、今後、工事となる予定です。ボートパークは来年度設計を行い、その後工事となり、いずれの施設も令和6年度中に竣工する予定となっています。物流機能の移転集約は現在、防砂フェンスの設置や野積場の整備工事が行われており、本年度中に竣工する予定でございます。

次に、芦屋町が担う事業の進捗状況について御説明します。

飲食・直売施設は活用できることから整備する段階的整備の基本方針の下、当初はボートパークの整備に合わせて開業できるよう新設し、上屋が活用できるようになった段階で機能移転を計画していました。しかし、レイアウト変更に伴い上屋の活用が前倒しとなったため、新設ではなく上屋への機能導入に変更したものでございます。この上屋活用につきましては当初、民間活力導入によるリノベーションを想定していましたが、調査の結果、民間投資が期待できないこと

や国の制度廃止などから効果的に事業を推進するために民間活力を断念し、補助金を有効に活用した公共整備の方針としまして、長期的な維持管理コストの試算を基に「施設の活用」と「解体し、新たに必要な規模で整備する」という2つの案を基に現在、施設所有者である福岡県と協議調整を行っているところです。ここに導入する機能につきましては、飲食・直売、観光案内、交流スペース、サイクルステーションを想定しています。

一方で、飲食・直売につきましては現在、外部人材と関係職員で検討チームを立ち上げるとともに、町内事業者の方々からワークショップにて意見を聞きながら施設の在り方の検討を進めております。また、直売所で売れる商品をそろえるために、芦屋製品の発掘や商品開発の講座に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

変更された部分の進捗状況は分かりましたが、事業全体の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

計画変更に伴う施設以外のところにつきましては、プロムナードや緑地帯などがございます。上屋と同様に現在、福岡県と協議調整を行っているところです。また、芦屋町事業として本年度より、観光集客施設となる砂像の屋内展示施設の設計を行っているところです。

一方で芦屋海浜公園を含んだエリア一帯の管理運営・エリアマネジメント、それに伴う運営組織の形成については各施設の管理運営方法を指定管理者制度とし、一体的な管理運営・マネジメントを行うことで効果的かつ効率的な運営やエリア価値の維持・向上、イメージアップなどを目指すこととし、そのための運営組織形成に向けて検討を進めています。この業務を推進するために、今年度より外部人材2名と外部アドバイザー2名を登用しているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

外部人材の登用は先進的な自治体では積極的に取り組んでおられ、今回芦屋町も登用したわけですが、どのような方が芦屋町のために尽力されているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

本年度より2名の常勤と2名の非常勤アドバイザーで外部人材のチームを構成し、みなと準備室を設置しています。

まず、統括責任者を企業からの派遣方法となる総務省の地域活性化起業人制度を活用し、日本航空から派遣してもらっています。国内外の支店長やマーケティングの経験を有してある方で、任期は本年4月1日から4年間の予定です。次に、実務を担うリーダー人材として公募を行いまして、1名を本年5月1日から登用しました。この方は北九州市内をはじめ各地の指定管理受託経験や地域活性化の実績を有した方で、任期は3年となります。なお、このお2人は広報8月号で紹介させていただいたところでございます。

その後、芦屋町が稼ぐ力を創出するための飲食・直売施設計画立案や芦屋産品の掘り起こし、売れる商品の開発のために専門的なノウハウが必要となったことから、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、道の駅や直売所の整備、商品開発や販路拡大分野を専門とし、福岡市を拠点に活躍している方を外部アドバイザーとして登用しました。併せて組織形成の支援を担うため、元北九州市職員で地域活性化に取り組んでいる方を外部アドバイザーとして登用しております。いずれも本年8月からで、月に数回来町してもらい活動してもらっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

観光集客施設となる砂像の屋内展示施設は、長年イベントで取り組んできた砂像を室内に展示することで、長期間すばらしい砂像を多くのお客様に見てもらえる施設となると考えています。先日、鳥取市にある砂の美術館を視察したところですが、とてもすばらしい施設と展示となっていましたので、芦屋の施設にも期待をするところです。しかし、この施設のことはあまり知られていないと思いますので、この施設の概要についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

砂像屋内展示施設につきましては、芦屋港活性化基本計画では観光集客のための全天候型施設と位置づけ、詳細については令和2年度～3年度にかけてウェブアンケートや観光動向調査をはじめとしたマーケティング調査やニーズ調査と様々な角度から検討を行ってきた結果、砂像の屋内常設展示としたところでございます。この結果を踏まえまして、国の地方創生拠点整備交付金

の採択を受け本年度から設計を行っているところで、令和6年度中の竣工の予定でございます。

施設運営の考え方につきましては、あしや砂像展でも制作・展示していますプロ彫刻家の作品を制作・展示するもので、毎年作品を入れ替える予定でございます。このため、制作や展示準備期間に3か月程度必要なことから、開業期間は9か月程度を想定しています。ただし、制作期間中も砂像文化の発信や港湾エリアに来訪された方の憩いの場、交流の場となるように工夫したいと考えています。また、鳥取市にある砂の美術館と連携し、鳥取市とは違った展示や運営とし、砂像ファンの拡大を双方で図ることも考えております。

なお、施設の運営を含めた詳細につきましては現在設計において検討中のため、節目節目で議員各位には経過報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

事業を推進していかれる中で発生した課題の解決状況と、それに伴って起こった新たな課題についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

先ほど答弁しました芦屋港活性化基本計画で示した検討課題が5つございましたが、そのうち1番目の港湾計画の改訂については令和3年4月に、一部変更という形でございますが福岡県で決定されております。その他の課題については令和2年度より芦屋町事業として国の地方創生推進交付金を活用して取り組みを進めており、管理運営方法や運営主体の考え方を整理しています。新たな課題につきましては、町内回遊の仕組みづくりや町内にお金が落ちる仕掛けを構築していくことと捉えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました、町内回遊や町内にお金が落ちる仕掛けを構築していると回答いただいたわけですが、現時点で紹介できるようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まだ検討中のため具体的にお示しできるものはありませんが、町内にお金落ちるための考え方としては、特に飲食・直売施設は芦屋産品を中心に構成するとともに、今後設立する予定の運営組織が施設の経営を担うことを目指して検討しています。町外の民間企業が運営を担うと売上げ重視となり、地元産品の割合が減ったり町外に流出するお金が増えることが懸念されるため、できるだけ町内で担っていきたいという考え方になります。

町内回遊の仕組みづくりにつきましては、まず点と点を線につなぐ必要があります。このため情報発信やコンテンツづくりなどのほか、機運を高めることが重要だと考えております。このため、産業観光課等ほか各課連携した上で今後いろんな方策について検討し、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

3年前に発生をいたしました新型コロナウイルス感染症の影響については様々な分野に影響を及ぼし、事業計画の推進についても例外ではなく、変更を強いられているのではないかと推察をいたします。そこで、コロナによる影響や変更点についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、特に行動制限に伴いまして福岡県との協議調整や各種会議の開催ができずにスケジュールが遅れたり、機運醸成事業におけるワークショップが開催できず実施方法を変更するなどの影響を受けております。そこでスケジュールや実施方法を逐次見直ししながら、これまで進めてきたところです。

また、上屋の活用においては当初民間活力導入を掲げ市場調査など実施してきましたが、先ほど申しましたように新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込みや、先行きが見通せないなどの理由から民間事業者の投資や参入意欲がなく、効果的に事業を推進するためには民間活力導入を断念し、補助金を有効に活用した公共整備の方針に変更しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは次に件名2として、レジャー港化が果たす芦屋町への効果についてお尋ねいたします。

要旨の1ですが、芦屋町の観光地は町内に点在しており、きらりと光る点が芦屋港レジャー港化に伴って線としてつながり、芦屋町への来町者の方が増加し、人の交流がにぎわうことで一定効果の影響を芦屋町に与えることになることから、お尋ねいたします。

まず、レジャー港化が目指している効果や、それに伴って期待できる効果についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず、観光集客が与える地域経済について御説明したいと思います。

国が示した観光交流人口増大の経済効果では、定住人口1名分の年間経済効果は国内日帰り旅行者79人分に相当します。社会的な人口減少の状況下、観光客の取り込みは地域経済を維持するために有効かつ必要であると言われております。

次に、芦屋町の観光入込客推計数につきまして、令和2年が約20万4,000人、コロナ前の令和元年は約61万1,000人となっております。遠賀中間地域では最も多く推移しておりますが、宗像・福津エリアと比較すると10分の1程度と非常に少なく、また観光消費額につきましては遠賀郡内他町よりも少ない傾向にあります。令和3年度に実施した観光動向調査では、町内においては回遊性が極端に低いことと消費額が非常に少ないことが分かりました。

そこで、レジャー港化ではさらなる集客のためにはリピーターの確保や町内回遊性を高め、お金を落とす仕組みをつくるのが大切な視点だと捉えております。このような取組の効果として考えられることは、まず年間を通じた集客によって町内での消費額が増えることが期待できます。また、芦屋町のファンを増やすことで、来訪者に対して芦屋町の様々な施策を効果的に情報発信することで、関係人口の増や将来的な起業、移住・定住につなげることが期待されると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町を訪れられた観光客の方々が、農業・漁業の振興や商業の繁栄にどのようなつながるかについてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

観光客の消費行動におきましては、地域製品の購入や飲食は多くの割合を占めております。このため、計画している直売所では芦屋産品を中心とした商品構成や、芦屋ならではの商品構成が必要不可欠と考えています。特に海を生かしたレジャー港化では水産品を求める消費者が多いことが想定されます。そこで現在、芦屋産品の発掘や商品開発にみなと準備室が中心となり、取り組んでいるところです。この成果は直売所の販売のほかにも新たな販路開拓やインターネットを活用した販売、ふるさと納税返礼品としての活用など可能な限り拡大し、経済効果を高めていきたいと考えております。

また、港湾エリアに限らず町内各所で消費行動を起こしてもらうために町内回遊の仕掛けや仕組みづくりがとても重要だと考えておりますので、今後も商工会や漁協、農業者の方々と連携し、取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋港に新たなにぎわいができることで、物品販売・飲食店などにおいて人の雇用が発生するものと考えられます。レジャー港での雇用創出の場として考えている点についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

レジャー港化においては町内での消費を高めるほかに、新たに施設ができることで雇用の創出を目指しております。必要人員など詳細の検討段階には至っておりませんが、想定される新たな雇用の場としては直売所や飲食店、砂像屋内展示施設、そのほかに運営組織の職員などが考えられるかと思えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

雇用の場として砂像展示施設も考えてあるとのことでしたので、この施設についてお尋ねをします。

砂像制作では彫刻家だけではなく、それに関わる多くの人が必要となっております。また、鳥

取砂の美術館を視察したところ多くのスタッフが案内など運営に携わっていたため、多くの雇用を期待するところです。この点について、どう考えているのかをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

議員がおっしゃるように砂像制作におきましては型枠の制作、砂詰め、彫刻家の制作サポート、削った砂の除去や散水、型枠の片づけなど多くの作業工程と人員が必要となることが考えられます。屋内展示となることによってこれまでよりも作業が制約されることもあり、より多くの人員が想定され、これらの作業には一時的ではございますけど新たな雇用が考えられるかと思えます。また、砂像展示期間中の運営においては、お客様の案内や誘導、ガイド、清掃などのスタッフが想定されます。ただし、現在施設の設計を行っている段階ですので、詳細は今後検討していくこととなります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

大変大がかりな施設建設ができることとなりますので、大勢の方々が訪れる集客人数の増加を期待するところであります。また、平日など芦屋町民の常日頃からの御利用にも大きく期待するところであります。

そこで、まず施設の規模や整備の考え方、集客についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

先ほど説明させていただきました現在整備が進んでいる施設について、計画時点の規模や集客について御説明したいと思います。

ボートパークにつきましては、船舶の大きさが様々なため係留隻数の前後が生じますけども、最大で170隻の計画をしております。浮棧橋による水上係留のみとなりまして、陸上には管理棟や駐車場が整備されることとなります。なお、海の玄関口として機能するようにビジターバーズという一時的な係留ができる棧橋を設置する計画です。この施設は船舶の所有者の利用が主になりますが、同乗者や立ち寄り利用の来訪が期待できます。係留者の募集時期は未定ですが、一般社団法人日本マリン事業協会など業界団体と連携を図り、広く周知できればと考えております。

次に、海釣り施設につきましては新設される波除堤の上部を活用するもので、延長が約170

メートル、幅員が約6メートルの釣りができる堤防となります。国土交通省の釣り文化振興モデル港に指定されておりまして、公益社団法人日本釣振興会と連携を図り、転落防止柵など安全対策を講じていきたいと考えております。集客につきましてはメインターゲットをファミリー層や初心者とし、周辺の施設と連携し海釣りのスタートアップの役割を担う位置づけとしております。利用時間や料金などは今後の検討事項ですが、計画段階では年間2,600人程度の集客を見込んでおります。

砂像屋内展示施設につきましては先ほど申しましたように、現在設計の中で検討を行っているところでございます。なお、集客については令和3年度までの検討におきまして、年間20万人の来場を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

では次に、新しい施設へのリピーターの確保と町民の利用についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

エリア一帯での運営を行うため、全体の考え方について御説明をさせていただきたいと思えます。まず、観光集客においてはリピーターの確保が重要と捉えております。特に港湾エリアは通過型ではなく目的型となる必要がありますので、ほかにない魅力づくりやまた行きたいと思えるコンテンツ、芦屋ならではのコンテンツを生かし価値観を高めた「モノ消費」のほかにも、今注目されている「コト消費」の造成に取り組んでいきたいと考えています。

この「コト消費」というのは魅力的なサービスや空間設計などにより、お客様が時間を過ごす中で行う消費行動と言われておりまして、例えば散歩や余暇を楽しむついでに飲食や買物をする行動や、食事や買物に来たついでに砂像展示施設を見学したり、体験プログラムで時間を過ごしてもらおうといったような行動を指します。また、何度も足を運んでもらえる施設や環境づくり、「また行きたい。」と思ってもらえる施設運営も必要と考えております。

このためには、まず町民の皆さんに親しまれ日常的に利用してもらえる憩いの場、交流の場とすることが大切な視点であり、ワークショップなどでの意見聴取や機運づくり、情報発信に今後取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町は決して大きな町ではありません。しかしながら、車で1時間程度の移動ができる周辺人口を考えたときに、北九州市、福岡市、そして遠賀川流域の筑豊エリアの各市町村と、大きな見込みがあると考えております。それを印象づけるものとして、先月3年ぶりに開催されました「あしや砂像展2022」に私自身も友人知人を現地に何度も御案内し、複数回見学をいたしました。また、その際に特に週末には町内で渋滞が発生しており、周辺市町村ナンバーや他県ナンバーの車も多く見かけました。福岡県内のみならず、他県にも芦屋町の観光スポットは認知されているものと思われま

す。今後の芦屋町周辺人口の取り込みや広域連携についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

現在の芦屋町の集客エリアは北九州地域が中心となっております。しかし、これまでの調査においても砂像屋内展示施設では福岡都市圏をはじめ県内外からの来訪が期待でき、県内を一次商圏として設定し、九州各県やインバウンドの取り込みも想定した整備を考えているところです。

今回、あしや砂像展のアンケート調査では地域別来訪率は北九州市が38.9%と最も多いものの、次いで福岡市が15.5%となっており、町内が3.6%、芦屋を除く遠賀中間地域で8.1%となっています。これをエリアで見ますと、福岡市を除く福岡都市圏で12.5%、筑豊地域で9.5%、県南部で8.5%と通常の芦屋町の集客エリアよりも県内満遍なく広域的に及んでいることが分かりました。また県外では山口県、佐賀県が1%程度と一定数あったところでございます。このため、プロモーション展開やウェブでの情報発信の準備を来年度から取り組む計画でございます。

次に広域連携ですが、北九州都市圏域や玄海地区といった既存の広域連携の枠組みを生かした相互の回遊性を高める取組やPR、物販などの充実に加え、砂像でつながりのある自治体と連携し、相互の集客に努める考えでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町の面積は福岡県内60市町村の中でも56番目として、決して大きな町ではありません。

それゆえに町内にお見えになった方々が短時間で町内を周るという循環づくり、こういったものがとても有効に働くものと思います。

町内の回遊につながりがある取組について、お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

若干重複するところもございますが、来訪された方に町内を回遊してもらうことは非常に重要なことと捉えております。

令和3年度に実施した観光動向調査では、先ほども申しましたように町内各所での回遊性が極端に少なく、消費額が非常に低いということが分かりました。このため、議員御指摘のとおり町内を回遊してもらう仕掛けや仕組みづくりが、芦屋町の観光振興にとって重要な取組となると捉えております。現在、外部人材で構成するみなと準備室とともに検討しておりますが、今後は関係課や関係団体と連携していきたいと考えております。また、機運醸成事業ではテストマーケティングと言っておりますが、実効性を高めるための試行を行い、データを取りながらPDCAによって効果的な方法を見いだすことも行っていく予定でございます。

ちなみにでございますが、今回のあしや砂像展においてマリンテラスあしやの協力の下、ランチクーポンを会場で配布し実際にランチを利用された方にアンケート調査を行ったところ、チラシの配布枚数の約7%の方が利用していることが分かりました。また、年齢層や利用されない方の意見を聞くこともできましたので、これらも今後の検討に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ここ最近の物価高騰が非常に気になるところです。大掛かりな計画であるがゆえに多額の建設資金をはじめとする投資額が計上され、回収についても一定の方向の試算が実施されておりますが、緊急的な値上がりについて今後対応する中で、最小の費用で最大の効果を上げる施策が構築され展開していくものと思われませんが、この費用対効果についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

施設整備におきましては、国の補助金や過疎対策事業債などの活用で最大限の財源確保に努めているところでございます。今後の物価上昇に対しても、補助対象となるよう努めていく考えて

ございます。なお、福岡県事業においても国庫補助を最大限活用されており、先日も国の令和4年度第2次補正予算で防災・安全交付金が採択され、港湾のしゅんせつに活用されているところでございます。また、施設整備によりまして毎年の運営費や維持管理、修繕などのランニングコストが発生していきます。将来的な費用負担軽減を考慮し、施設整備においてはランニングコストを低減できる工夫や自然エネルギーの活用など、時流に沿った施設となるよう設計を進めていく考えでございます。

運営組織の形成についても一定の行政支援は必要となりますが、自主事業による収益確保により、将来的に自走できるよう検討を進めております。これらの検討や外部人材登用などのソフト事業においても、国の補助金や特別交付税措置のある制度などを最大限活用しているところです。今後の事業推進においても財源確保に努めながら、効果を発揮できるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

レジャー港は海を求める方々のにぎわいや、癒しの絶好の場所となると考えております。

そこで、今後期待される効果検証についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

効果検証ということでございます。令和3年度に観光動向調査を実施しまして、コロナ禍における観光動向を把握することができました。また今年度のあしや砂像展におきまして、先ほど申しましたように従来のアンケートに加えましてレジャー港化に関する関心度などの調査項目も追加した中で、次年度以降も推移を測定できるようにしたところでございます。これらは先ほどお答えしたマリンテラスあしやのランチ利用に関するアンケート調査と併せて、今後の取組に活用していきたいと考えております。

観光動向のトレンドはすぐに変化するため、継続的に動向を把握する必要があると考えております。これは観光戦略を立案する上で重要となるマーケティング調査の1つとなると捉えておきまして、このため、どの程度のスパンで実施するかは未定ですが、PDCAサイクルを確立するためにも、継続的に観光動向を調査することで効果検証に生かしていくことが必要と考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

観光動向のトレンドは常に変化をしており、PDC Aサイクルを確立させた動向調査を実施し反映させることが重要になってきます。

コロナ禍以降は、海を含めた人が密集しない観光地への人気は向上しております。顧客満足やマーケティングの施策を考える中でパレートの法則（2対8の法則）というものがあり、これに基づいたデータ分析はビジネスのいろいろなシーンで活用されております。2割の御利用者が全体の8割の利用率を占めるというようなことでございますが、リピーターの中でもコアな芦屋町ファンづくりは観光町芦屋にとって重要な部分を占めることになるかと思えます。

今回の質問の冒頭で、海には癒し効果があると述べさせていただきました。海にはたくさんマイナスイオンがあり、波が絶えず押したり引いたりしているため周囲の空気中に大量のマイナスイオンが放出されていると言われております。海辺に漂うマイナスイオンを大量に取り込むと私たちの体内では脳内ホルモンが分泌され、リラクゼーション効果も高くなり幸福感をもたらしてくれます。気持ちが疲れているときや生活時間の乱れが気になるときは、海沿いを散歩することは非常に体が喜ぶ運動のようです。

また日光を浴びることも、質問の冒頭に申しましたセロトニンと言われる神経伝達物質が分泌され、精神の安定や安心感や平常心、頭の回転をよくする効果があるとと言われております。体を動かすことでストレス解消や気分転換を図り、波の音を聞くと心地よく感じてリラックスできるのは、波の音は人間がリラックスしているときに出す脳波に近い周波数であると言われております。波の音と自分自身の持つリズムが調和することで、より一層の心地よさを引き出していると言われております。自分自身の心や体を整える絶好の休憩の場所として、空き時間に手軽な散歩ができる運動の場所として芦屋港へ訪れることが楽しみになります。また、地域住民の声を反映させた町民にとってリフレッシュ効果が大きなきわいの場所になることなど、芦屋港活性化推進室長より芦屋港の活用に関する基本構想をはじめ変更点や今後の未来に向けての海辺のにぎわいをお聞きしました。

今後、芦屋港が変化していくことを、わくわくな期待感を持って楽しみに、また世代を超えて子供や孫の世代が健康的に地域の海辺で遊んだり、食事をしたり、観光したり、友人知人を町内の観光スポットの1つとして案内できる場所として環境が順次整備され、楽しい時間を芦屋町内で過ごす1つの施設になることは、出来上がりが楽しみな時間になるかと思えます。

今回の質問を聞いていただきました波多野町長、こよなく芦屋町を愛しておられますので造詣も深いと思えますので、波多野町長の幼い頃からの思いや現在進行している芦屋港活性化レジャ

一港がもたらす町民への楽しみや、様々な期待される効果などをお聞きしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

最後にこよなく、それは皆さんもこよなく芦屋町を愛されておると思います。それで今日まで長い間この問題につきまして少しずつ進んできたわけですが、今日は詳細に当たりまして本田議員よりいろんな疑問点、そしていろんな方が心配されていること、経済的なことを全てのお尋ねいただいたわけですが、もうこの取組を始めまして14年目になるわけですが、これまで議会においては芦屋港湾活性化特別委員会を設置していただきまして、県知事に意見書を2回提出されるなど、執行部と議会両輪で進めてきたところであります。

この芦屋町の将来、今の若い人、子供たちにとっての大事なふるさとでありますので、1つ1つ、少し年数はかかるか分かりません。おそらく日本経済がどうなるか分かりません。世界もどうなるか分かりませんが、これは我々がやらなくてはならないふるさとの思い、それから芦屋町の本当これだけの宝がたくさん、1つ1つお話すれば切りがないですが、全てが宝であります。海、まず海です。それから砂浜、遠賀川を挟んで山鹿からの岩場の千畳敷、それからまゆらの夏井ヶ浜、あそこは私たまに行くんですけど、天気のいいときに本当、御夫婦の方、お年を召した方があそこに座ってですね、弁当を食べる。本当に何か、ほっとする気がするわけですが、

今からの芦屋町は議会と一緒に、職員が今、一生懸命やっておりますので、いろんな外部人材を登用したり国に陳情したり、県に協力を仰いだりすることはですね、国会議員もそうなんです。県会議員の地元の方も非常にバックアップしていただいております。また、大きく変化することもあるかも知れませんが、その都度担当のほうから、まず議員の皆さんに御説明をしていきたいと思っております。町民の方にはですね、今まだ時期尚早だと思うので、いろいろ変わってくるかも知れませんが、こう言いよったけどこう変わった、こう言いよったけどこう変わった。ある程度の大筋が今はっきりしてるんですけど、これが確定した場合にさらに町民の方に伝えていきたいと思っておりますので、御期待いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、波多野町長にもですね、芦屋町のきらりと光るいろいろなお話を伺いました。

私も前職のときにですね、窓口に芦屋町外の方々が市営バスを使って芦屋町にお見えになられ

たり、自家用車で芦屋町にお見えになられたりしたときに、郵便局の中に入って来られて「芦屋町の観光スポットを教えてください。」というようなことを何度も経験をいたしました。その中で、やはり芦屋町はとても小さな町ではありますが、きらりと光るものがたくさんあると思います。

今日は芦屋港活性化のことについてお尋ねいたしましたけれども、今後も芦屋町全体として芦屋町がPRでき、町民の方々が楽しめるまちづくりができればいいのかなというふうに大変思っております。今後の進捗状況が地域住民に広報あしや等を通じて十分に周知され、浸透していくことを望みまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、13時15分から再開いたします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

件名1、児童生徒の不登校対策について。

文部科学省が公表した令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校の調査結果によると、全国の小中学校で2021年度に学校を30日以上欠席した不登校の児童生徒は、前年度から4万8,813人増の24万4,940人となり、過去最多を記録しています。このような中、11月9日の新聞等で町内の小学校に通う児童が不登校になっているとの報道があり、不安を感じている町民の方々も多いのではないかと思います。また、不登校にもつながる可能性のある児童生徒による問題行動など、学校現場は様々な課題を抱えていると感じております。そのため、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応、また不登校児童生徒への適切な支援が必要であると考えます。

それから、先ほど新聞報道の件について述べましたが、本定例会冒頭に町長より説明もあり、この一般質問では個別の案件ではなく本町の児童生徒の不登校問題全般について質問してまいりますので、あらかじめお伝えしておきます。

要旨1、不登校の児童生徒の現状について。

ちょうど1年前の12月定例会でも、児童生徒のいじめや不登校問題について松岡議員が取り

上げられました。その後、何か変化はありますか。そこをお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

令和3年度におけるいじめの認知件数ですが、小学校で8件、中学校で1件、合わせて9件で、前年度より小学校で3件増えています。不登校の児童生徒数は、小学校で7人、中学校で12人、合わせて19人で、前年度より小学校で2人増えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、いじめと不登校についてお話がありましたが、文科省の調査結果によると令和2年度と比較し、小中学校の暴力行為の件数も増加しているということでした。その要因として、新型コロナウイルス感染症の影響からストレスを抱える児童生徒が増えたことなどが挙げられています。

このような児童生徒の問題行動は不登校に起因する可能性があるとの見解から、町内の児童生徒の状況をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

町内の小中学校において、暴力行為による不登校等はございません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

不登校についての暴力ということではなくて、先ほど「いじめについての件数が上がっていますので、その件数はありますか。」っていうお尋ねですが。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

暴力行為によるいじめということではございません。ただし、子供からの嫌がらせとか冷やかしのいうもので、いじめに遭ったという報告はあります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町の小中学校では、暴力行為はなかったという認識でよろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

暴力行為につきましては生徒同士のトラブルということで、令和3年度においては3件報告があっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校の調査結果によると、不登校の児童生徒のうち90日以上欠席したものは13万4,655人と、不登校全体の55%だったということになっております。90日以上欠席している児童生徒がどの程度いるのか、不登校の状況等をもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小学校で3件ございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

昨年の12月議会の質問では不登校ぎみの生徒の件数もたしか御答弁されたような気がしますが、その点は今回ないのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

昨年度末というデータは今持ち合わせておりませんが、最新のデータで御報告をさせていただ

きます。本年11月末時点での不登校兆候にある児童生徒数は、小中学校合わせて24人です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

小学校、中学校、別々にお答えください。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小学校で23人、中学校で1人です。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

不登校ぎみとは具体的にどういった状態でしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

ちょっと今、数的には宙で覚えてないんですけども、不登校の日数は45日……ちょっと、もし間違っていたら申し訳ありません。また後で修正させていただきますが、欠席日数と遅刻の件数を合計しまして、45っていう数はちょっと下ろしたいと思いますが、ある一定の数までなると不登校。それが、そこまではないけども引き続いてずっとそちらが増加傾向にあって、いずれ不登校になる、このままいけば。当然4月の間は不登校とかいませんで、不登校傾向という形になってます。だんだん学校が進みだすと不登校になって、不登校兆候の子が出てきて横にこうスライドして行って、不登校兆候の子が不登校になっていくという形になりますので、遅刻の件数と欠席件数を合わせた形で不登校兆候、それから不登校という形に分かれていきます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ありがとうございます。

次、不登校の児童生徒の方々の学びの状況をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

町内の各学校では児童生徒に不登校の兆候が見られる段階で児童生徒ごとに支援を担当する教員を定め、その教員と一緒に児童生徒の支援に当たる教員を2～3人つけ、1人の児童生徒に対して1つのチームを編成します。このチームには必要に応じ、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、または学校管理職が入ることもあります。こうして組織されたチームで、児童生徒1人1人に合わせた支援計画を作成します。支援計画の作成において児童生徒の現状、児童生徒自身の思い、保護者の対応状況を確認した上で目標と支援方針を決めます。こうして作成された支援方針に基づき、支援行動を行います。

支援の実施状況、実施したことに対する児童生徒の反応、児童生徒の状況の変化を週ごとに記録し、次の行動に生かすようにしています。これらの情報は、児童生徒ごとに作成した支援計画シートに記録・管理しています。また、学校内での生徒指導委員会や小中学校と教育委員会が合同で開催する生徒指導委員会において情報を共有し、指導方法について意見交換や小中一環での生徒指導を行うのに役立てています。このように芦屋町では、不登校の児童生徒に対してマンツーマン方式での指導を行っています。

不登校の児童生徒に対する学びについてですが主な対応としては、1つ目、自宅からオンラインにより授業に参加してもらうこと、2つ目、授業で配布している教材の提供、3つ目、自宅で可能な学習支援コンテンツのポータルサイトなどの活用、4つ目、学校における教室以外の居場所の確保、例えば保健室や相談室など、といったものがございます。自宅からオンラインに関する授業参加については、現状、今小学校で2例ありますが、そのほかにつきましては保護者の方と相談の上、担任がプリントなどの課題を出す形がほとんどということです。児童生徒の学びに関しては、保護者との連携・協力の下で個別に対応しているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

1点、お尋ねします。

オンライン授業はどの程度、何時間ぐらいなされてるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

個別に対応してしますので詳細は触れませんが、1時間ということもあれば全時間ということも
ございます。ちょっと個別の回答については控えさせていただきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、居場所の確保っていう話が出ましたけども、中学校にはほっとルーム、リフレルームが設
置されております。その内容を教えてください。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

現在、芦屋中学校には不登校傾向の生徒を受け入れるためのリフレルームと、教室での集団活
動になじめない生徒が利用するほっとルームがあります。リフレルームには町雇用の不登校対策
支援員が常駐し、ほっとルームには中学校の担当教諭が指導に当たっています。

中学校に確認したところ、リフレルームを利用する生徒は1日当たり5～6人、ほっとルーム
を利用する生徒は20人程度いるとのことでした。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ほっとルームなどに通っている生徒や自宅学習、さっきオンラインという話がありましたけど、
出席扱いの基準等はどうかになっておりますか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

出席扱いの基準につきましては文部科学省が出席扱い等の要件として通知されていますので、
その内容の一部を引用してお答えいたします。

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、
当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に
円滑な学校復帰が可能となるような学習活動を行っており、その学習活動が当該児童生徒の自立
を助ける上で有効・適切であると判断する場合、学校長の裁量により指導要録上出席扱いとする
こと及びその成果を評価に反映することができるとされています。

校長が判断する際の判断項目も示されていますので、各項目を照らし合わせながら総合的に判断されています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

さっき不登校の児童の数をお伺いしたんですけど、今ほっとルーム、リフレルームにかなりの子供さんが行かれてると思うんですが、この数は不登校の数に——学校のリフレ、ほっとルームに行かれてるから、不登校の中の数にはカウントされてないんですか。どうなんでしょう。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

不登校の扱いについてですけども、欠席日数と遅刻の日数が関係してきます。だから、例えばほっとルームに行く生徒さんは定時を超えて来られる方もおられますので、その場合、当然遅刻扱いになったりします。また、給食を食べて下校される生徒さんとか給食を食べてそれから学校におられるっていう子供さんもいますので、当然それは遅刻扱いになると思われまして、遅刻の回数が増えてくると欠席扱いとしてカウントしますので、その遅刻の状況によって不登校扱いになるという場合も出てくると思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

それでは、この不登校の先に数をお伺いしたんですけど、ほっとルームは中学生12人でしたかね。で、ほっとルーム、リフレルームに全く何も行かれていない子供さんっていうのもいらっしゃるっていうことでよろしいんですか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

全くですね、学校に残念ながら来れてない生徒さん、それから児童もおられます。

極端な例を言いますと、小学校1年生の1学期ぐらいに学校に出られて、もっと極端に言うと入学式以降来られてないっていうのも私が学校現場にいた頃おられましたので、その方については、もうそれこそ何年間という形で来られておりませんので、そういった方については生存確認

という義務がございますので、「間違いなくその方の姿を見た。」とか「声を確実に聞いた。」とかそういった形でしたりしてますので、全く学校に来られてないという子供さんもおられます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

具体的には人数を聞けるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

全く来られてない子供さんの人数だけっていうのはまだちょっと把握できてませんので、また後から調査いたしまして御報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

文科省はですね、不登校の児童生徒の実態調査を行っています。芦屋町の児童生徒が不登校になったきっかけに関する調査は行われているのでしょうか。もし行っておられれば、その結果をちょっとお伺いできればと思います。

そして、この調査には最初のきっかけとは別の学校に来づらくなる理由なんかもちょうと出ているんですけど、もしこの場でお答えができれば御回答お願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋町における学校種別の原因を申し上げますが、複数回答ですので複数の原因がありますので、単純に多いものというところで御理解いただきたいと思います。

まず小学校での主な要因といたしましては、親子との関わり方、生活リズムの乱れ、無気力や不安というのが挙げられます。中学校での主な原因としては、同じく親子との関わり方、無気力や不安、学業の不振というところがございます。小中学校とも、家庭問題を占める割合が多いと思われれます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨2、不登校の児童生徒に対する対応について。

昨年の12月議会で学校教育課長は、いじめや不登校問題に対する取組を問われましたところ、主な3つの取組を説明されました。1つ目が児童生徒の状況確認、2つ目はアンケート、3つ目は教育相談の取組で、組織的に対応しているとのことでしたが、その後これらの取組をさらに充実されたのか、それともその他新しく取り組んだことがあるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

基本的な取組としては、変更はありません。ただ、不登校となる児童生徒が前年度から継続して対応する件数が増え、その分支援期間が長期化する傾向にはあります。このため学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが中心となり、生徒指導上における児童生徒の個々の問題に対応する体制は整備しており、内容により福祉課、健康・こども課、児童相談所などの機関も交えた対応も行っています。先日もある生徒指導に関して保護司や少年補導員の方にも加わっていただき、アドバイスをいただいているところです。様々な立場から御意見をいただきながら、関係機関と連携して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

昨年12月議会でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談件数についてもお尋ねがっていますが、相談件数のほうに変化はあるのかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

令和3年度における対応件数についてお答えいたします。

小中学校合わせての数となりますが、スクールカウンセラーによるものは延べで347回、前年より53回の増。スクールソーシャルワーカーによるものは延べで388回、前年度より28件減っています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

この違いに何か、問題の相談内容の傾向が変わったとか、どのように分析されてますか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

個々のケースによって、そのときそのときでスクールソーシャルワーカーにお願いするかスクールカウンセラーにお願いするかという対応になりますので、そのところについては個々に対応しているということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

課題の早期発見や、支援のための教育相談支援体制の充実についてお尋ねしてまいります。

教育長は児童生徒のいじめなどの問題行動や不登校問題を改善・解消させるために、どうしたらいいとお考えなのか、まずお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

まず、いじめや暴力についてです。いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめはスマートフォンや携帯電話・パソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。教員は、いじめはどの子供にもどの学校においても起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることをまず十分に認識しておく必要があると思っています。

暴力行為は社会において許されない行為であることから、「学校においてもいかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為である」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり、人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有した上で、学校における一致協力した取組が不可欠となります。

次に不登校についてです。不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があること、また児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在す

ることに留意することが大切となってくると、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今のお話をお伺いしまして、不登校の生徒さん、不登校ぎみの生徒さんも増えてきていると。で、ほっとルーム、リフレルームを利用されてる方もいらっしゃる。で、今回ああいうような報道も出た中で、やっぱり今本当に教育委員会の方々には、学校関係も含めて頑張っていたかかないといけないと思うんですが、だから、じゃあこれからどうするかっていうのをもう少しお伺いできますか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

いじめや暴力行為、それから不登校問題に共通する方策はですね、議員が書いておられますように未然防止と早期発見・支援だと、そのように強く思っています。

特に大切なのは、やはり未然防止だと思います。問題行動が生まれない学校づくりが大切になってきます。そのためには次の5点が重要と考えています。

まず1点目です。魅力ある、よりよい学校づくりです。そもそも学校は子供たちが楽しく通うことができ、安心して学べる場所であるべきです。確かな学力と豊かな人間性が育まれる学校づくりです。そのような学校づくりが、まず1番大切だと考えています。それから、いじめ・暴力行為等問題行動を許さない学校づくりです。いじめや暴力行為を許さない、問題行動への毅然とした対応ができていない学校づくりです。学校の決まりが守られ、子供たちの規範意識が高い学校です。3番目に、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施です。児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが必要です。4番目に、保護者・地域住民等の連携・協力体制の構築です。社会総がかりで児童生徒を育てていくため、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という言葉があります。学校、家庭及び地域等々の連携・協力体制を構築することが重要です。5番目に、将来の社会的自立に向けた生活習慣づくりです。児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に自分自身の生き方や生活をコントロールする力を身につけることができるよう、基本的生活習慣の確立が重要だと考えています。以上の5点を大事にしながら未然防止に努めてまいります。

しかし、残念ながら事が発生しそうなになった、起こった場合は早期発見・支援という視点から、1つ目は今やっていることですが生活アンケートの実施、2つ目は迅速な家庭訪問——もちろん

んその前に学校での共通理解っていうものが必要になってきます。そこで家庭への連絡が必要だというふうに判断した場合は、迅速な家庭訪問が必要だと考えます。

次にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、これも非常に重要になってきます。そして、だんだんレベルが上がってくると、そこだけでは収めきれない場合も生じてくることがありますので、関係機関との連携、例えば学校サポーターさんであるとか、そういった警察関係の方々、児童相談所の方々、それから町の関係部局、また児童相談員さん、それから少年補導員さん、そういった方々を交えた、いわば今年行いましたところでいけば、いじめ対策会議というようなもので集まっていたら、その中でいろんな御意見をお聞きして、打てる手だてを打って、これからの最善な方法を考えていくということをやります。そういった段階に応じた取組を推進していきます。

このように未然防止、早期発見・支援を行っていきます。しかし現状では、いじめや暴力行為が発生するなどの学級の荒れが見られる学校もあります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、教育長のここの方針っていうのをお伺いできました。その中でちょっと気になるのが、例えばいじめ・暴力を許さないっていうのもすごくいいですし、指導等ですね。町は平成26年にいじめ防止基本方針を策定されてますよね。3小学校もこの施策を出してきております。私も読ませていただきました。芦屋小学校さんなんか、とても具体的に地域の関わりなんかも書いていただいて、見守り対応をやってます私にとっては、とても「こういうふうにしていかないといけないな。」っていうのをすごく感じたところなんです、これやっぱり研修なんかもやっていかないと、すぐ何でもできるかっていうことでもないと思うんです。その点が、ちょっと充実していたのかっていう、先生方ですね、対応の仕方です。

あとですね、町外は、例えば水巻さんとかは図書館に希望教室ですね、適応指導教室を設置しています。こちらがたしかですね、登録者20名、1日2～4名の方が利用してるそうです。あと、岡垣さんも昨日議会があつてまして、岡垣さんと遠賀町さんは合同で遠賀町に設置されてまして、昨日の話だと8名ぐらいが登録してるっていうような議会で話が上がっていました。芦屋町に関してはですね、町外にはそういったものがなくて、中学校の中にリフレルーム、ほっとルームがあるんですよ。私も先日、見学に行きました。子供たちがマンツーマンで、ほっとルームでお勉強されてたり、リフレルームではいろんな先生が関わられてて、非常に心地よいというのは感じたところです。

ただ、小学校にそういうのがちょっとないんですね。それとさっき、全く学校に通ってこれない方たちがいるっていう話もありましたよね。なので、学校に来れない子供たちがどうしていくんだっていうのも考えていかないといけないと思うんです。で、水巻町は児童生徒の数が約2,000人です。芦屋町が約1,000人なので、児童生徒の割合から考えればですね、利用者は少ないのかもしれないです。だけど、さっき教育長が言われたように、やっぱり芦屋の子どもは芦屋で育てるっていうことで考えれば、利用者数が少なかったとしてもですね、学校の校外に、やはり子供たちが安心して過ごせる場所っていうのが必要じゃないかと思うんですが。

今2点、先生方の研修について、それと町外、町内に子供が安心して通える居場所っていうのを、その点どうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

研修についてはですね、今議員がおっしゃられたように各学校、相当なボリュームのいじめ防止基本方針をつくっております、例えば年間計画とかの中に研修とかは位置づいております。また、それとは別に定期的な研修のほかにはですね、やっぱり少しか荒れが見られ出した、現実荒れているっていう学校についてはそれぞれ都度研修を行っております。

研修というのは学校全体で行う研修と担当者、例えば生徒指導委員会とかそういった委員会等々もやっておりますので、それを含めた研修となるとかなりやっているとします。研修というのは時間を決めて、この時間からこの時間にみんなが集まってやるのが研修というものですけども、例えば臨機応変に、「今この学年と生徒指導担当者と管理職だけでちょっと集まって、ケース会議的なものをやろうや。」というみたいなもの、仮にそれも研究と研究の中身になりますので、それを研修と入れますとかなり学校の中では研修はやっているとというふうに思っています。ただ、やったことがすぐ行動に移せるかどうかというのは、なかなか難しい問題があります。だから、「研修をやったから、すぐその効果が出ますか。」と尋ねられると、「今しばらく時間がかかります。」とかしか言いようがありません。それが研修に対する答えであります。

2番目の適応指導教室ですが、今議員おっしゃられたように芦屋町では校外の適応指導教室という考え方ではなくて、中学校内に主にリフレルームという形で設置させていただいております。これに対する、当然メリットとデメリットがあるわけです。全く学校に来てない子供さんが中学校に行って適応教室に行くのは、やはりなかなか足が遠のいて難しいかもしれません。そういったお子さんについてはオンラインでの取組っていうのが有効になってきますが、その不登校問題の第1番の狙いはやっぱり学校に来ることができるようになることですから、リフレルーム、いわゆる適用指導教室を校内に置くっていうこともまた1つ大きな効果もあるわけですから、今

現在、芦屋中学校内のリフレームはかなり効果を上げているというふうに聞いておりますので、今しばらくはこの形でいきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

小学校はどうされるんですか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

各小学校、例えば——これは要旨の4番のほうにもう答えていってよろしいんですか。（「ごめんなさい。ちょっと順番あれしますね。お願いします」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議員は今、「小学校や公民館にほっとルームを。」という、その質問に答えるという形を取らせていただきました。

小学校や公民館にほっとルームなどの設置ができないかということですが、公民館についてはですね、月曜日が休館日なので、公民館に設置するっていうのは基本的に無理なのかなというふうに捉えています。各学校にじゃあ設置ができるのかと言いますと、芦屋町における現状については今議員がおっしゃったように、小学校にほっとルームの開設はできておりません。中学校では先ほど申しましたとおりですが、小学校は3校ありますので理想的には小学校3校に設置ということになるかと思いますが、その最大の課題はですね、その支援員となる人材を確保することです。

今現在、教員の未配置の問題がありまして、例えば産休の先生の代替がまだ来られてないとかですね、ある学校においては主幹教諭と教頭までが学級担任という形で入ってるとかいろんな未配置の問題があって、各学校ともに非常に深刻な人材不足があるということ、それが1番の課題で、小学校3校にほっとルーム等々ができればやはり学校は非常に助かりますが、残念ながら指導していただく方を見つけることができないということに現状はなってます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、先生方の確保、支援員の確保が難しいというお話があったんですけども、例えば水巻の希望教室では先生方が3人でローテーションされてですね、数日の勤務で短時間勤務にされている

ってことでした。やっぱり即戦力で、教員OBの活用がやっぱりこれから必要になってくるんじゃないかなと思います。ただ、先生方がやっぱり大きな負担になるとなかなか勤務しづらいつて部分もありますし、数日勤務であれば健康保険等の費用もかかってきませんので、町独自でぜひその点も考えていただきたいというふうにちょっと思っておりますが、1点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

今、議員がおっしゃった教員のOB等々の活用を提言されたのではないのかなというふうに思ってますけども、これは実は芦屋町においても校長会等々で今言われてるのは、「教員は配置します。その枠は確保しますから、先生はそれぞれの教育委員会で見つけてください。」っていうのが今、現状なんですね。だから結局それを一生懸命探すけど、なかなか人が見つからない。だから私は今、校長会等々において退職した教職員の先生方に「ぜひ芦屋町に来ていただけませんか。」と言いたいんですが、声かける先生が見当たらないという状況ですので、じゃあ、どうしていかかって話になりますので、現在芦屋町にお勤めの先生が退職されるという段階が分かった段階で、すぐ「もしお辞めになれば、講師をされるときはぜひ芦屋町でお願いします。」と言って今、頭を下げて「分かりました。」と言っていただく。そういったような現状になっておりますので、当然OBの方々がおられたら、ぜひそういった形で活用できたらいいと思いますので、萩原議員、もし御存じでしたら紹介してください。よろしくお願いします。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

併せて、いじめ、不登校対策のですね、専門の方の配置もですね、各学校にぜひ、そこはお願いしたいところです。今、学校の現場もですね、とっても本当に大変で、先生方も本当に毎日大変な思いをされてるのも見学に行つて重々存じておりますので、ぜひしっかりとですね、取り組んでいただきたいと思います。

時間がちょっと押しております。

次、件名2、今後の町営住宅について。

私は町内を歩きまして、町営住宅の空室が多いなっていうのをちょっと感じております。鶴松団地、高浜団地の用途廃止に伴う解体工事が進んでおります。町営住宅については第2期町営住宅等長寿命化計画で将来を見据えた管理戸数の適正化や維持管理、また高齢化に対応した住環境整備など今後の町営住宅の施策が示されています。しかしながら、物価高騰が続く中、この町営住宅は町民にとって本当に安心して暮らすための重要な町の財産です。適切に供給され維持管理

が必要になってくると思いますので、質問してまいりたいと思います。

要旨1、適切な町営住宅の供給について。

高浜団地、鶴松団地の用途廃止が続いております。ほかにも用途廃止改善計画を予定してる住宅はあるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それではお答えいたします。

第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画の計画期間であります10年間の回答になりますが、この計画期間の中で用途廃止を予定している住宅は、高浜団地、鶴松団地、山鹿A団地、山鹿B団地になります。なお、改善を予定している住宅につきましては、緑ヶ丘団地それから新緑ヶ丘団地でございます。その他の住宅につきましては維持管理を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

長寿命化計画では町営住宅の戸数を減らしていく計画になっています。現在の管理戸数と、今後目標とする管理戸数をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

町営住宅等の令和4年12月5日現在の管理戸数をお答えさせていただきますと、713戸でございます。また、目標管理戸数は令和22年時点で307戸でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今後ですね、用途廃止の計画が示されてるんですけども、町営住宅の供給量の設定根拠、この数にどうしてなったのか、それをお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

町営住宅の将来必要戸数につきましては国の住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム、こちらによりまして算定された戸数でございます。

算定方法の概要として住宅・土地統計調査や家計調査、国勢調査等の統計資料や芦屋町の人口ビジョン等の推定人口から計画終了時の住宅確保要配慮者世帯数を推計しておりまして、これが公営住宅等の必要戸数になるものでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

国から示されたプログラムで戸数削減を行うという話ですが、町民の収入に応じた適切な管理戸数になっているのか、またプログラムの見直しについてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

こちらにつきましては、国の住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムにおいては、各種統計情報から例えば福岡県と芦屋町の格差を推計しまして、将来必要戸数の推計に反映されるなどの補正が行われております。芦屋町の状況を踏まえた数値となっていると考えております。

また、本計画は5年ごとに見直しを行うこととしておりまして、必要に応じて将来必要戸数の再計算を行うため、適時、直近の状況を反映できるものと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、大分戸数を削減していくっていうお話だったんですけども、単身者の方からですね、「町営住宅に入居したいんだけど。」っていう御相談があったときに「なかなか入れない。」っていう話がありました。単身者向けの住宅の入居状況をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

緑ヶ丘団地の1棟・2棟になるかと思いますが、緑ヶ丘団地の1棟は14入居者のうち8世帯が単身者、緑ヶ丘団地2棟につきましては19入居者のうち15世帯が単身者でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画っていうこの本があるんですけども、この中にですね、芦屋町町営住宅等の平均世帯人員は1.99人と、本町の平均世帯人員2.42人と比べると0.5人少なくて、核家族化や独り世帯が増加しているってことが示されております。私は本町の町営住宅も社会の変化に応じ、その在り方を変えていく時期になってるのではないかと思います。

この現状を鑑み、今後は世帯向け住宅と単身向け住宅の戸数バランスを再度検討した上でですね、単身者向け住宅を増やしていったらどうかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

町営住宅は世帯向けに建設されておりまして、原則としては単身者が入居することはできません。ただし、高齢者や障害者であることなど一定の条件を満たした場合に、単身者向け住宅として整備した住宅に入居することができる、これ、例外規定がございます。この例外規定によりまして、単身入居可能者は主に高齢者それから障害者であることや、当該住宅は敷地の関係上エレベーターが設置できない、このようなことなどから対象住宅は緑ヶ丘団地1棟・2棟の1～2階、こちらのほうに限るものとしております。現在のところ、この例外規定を活用した単身者向けの住宅の空きがなく、募集が行えていない状況でございます。

議員のおっしゃいますとおり未婚率の向上それから核家族化、この影響により全国的に単身者が増加している傾向にあることは承知しております。今後、町営住宅において世帯向けと単身者向けの住宅のバランス、こちらにつきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

次にですね、所得制限外住宅について、こちらも令和3年度の3月議会で入居率について質問されています。当時の課長はですね、平均入居率64%といった低い入居率になっている要因と、今後の第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画で検討していく必要があるとお述べになっております。その後、検討は進んでいるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

こちらにつきまして、丸ノ内住宅につきましては長寿命化計画において維持管理を行うこととしておりまして、建て替え等の予定は特段ございません。また、現在の長期的な方針では芦屋町に必要とされます管理戸数を踏まえまして、将来的に全ての所得制限外住宅を用途廃止とする方向性とされております。なお、この方向性につきましては、今後の長寿命化計画の見直しにおきまして変更となる場合があることも申し添えたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

町営住宅はですね、町内に住所または勤務先があることが入居要件となっております。そのため、町外からの移住者は本町に家建てるか民間住宅に賃貸で入居するしかありません。しかし、本町に永住できるかどうかはですね、住んでみないと分からないと思いますし、そのために働く場所、住む場所を探さないといけません。

例えば佐世保市では、お試し住宅兼ワーケーション滞在拠点といった佐世保市に移住するための様々な取組を行っております。短期や長期滞在用のお試し住宅があり、実際にお試し住宅滞在中に住むところや仕事探しなどに活用され、数人の定住者につながったという話も聞いております。また、岡山県奈義町では若者や子育て世帯の定住化を目的に雇用促進住宅を取得し、定住促進住宅として入居募集を行っているようです。所得制限外住宅も町営住宅としての役割ではなく、町外者も入居できる移住者向け住宅としての役割も付加することで、入居率向上や移住・定住促進にもつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

これまで町営住宅等につきましては、町内にお住まいの住宅に困窮している方のために施策を行ってまいりました。

所得制限外住宅であります丸ノ内住宅につきましては入居率も近年低くなっていることから、議員御提案の町外からの移住・定住者を受け入れるための住戸としての位置づけにつきましては、次期長寿命化計画の策定の際の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

バリアフリー化の推進について。

長寿命化計画に関する基本方針の中にバリアフリー化の推進として、「高齢者・障がい者が安心して暮らせるよう、住居及び周辺を含めたバリアフリー化を推進します。」とありますが、具体的な推進内容をお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

具体的には住戸内の段差の解消、それから階段や廊下部の手すりの設置、エレベーターの設置の推進等を想定しております。既存住宅に当たりましてはエレベーターの設置を推進しております。住戸内の段差解消や階段や廊下部の手すりの設置につきましては今後、新規住宅を建設してまいりながら留意の上、進める予定としております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

車椅子が必要な方が入居したいとかですね、あと、単身の障害者の方も入居したいというような話も聞いてるんですが、その点、町の町営住宅の入居の要件等、空きとかそういうのを伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

まずもって障害をお持ちの方の入居につきましては特段の制限を設けてございませんため、町営住宅等の募集に応募していただくことで入居のほうが可能であります。また、車椅子を御利用の方とかいうお話ですが、既存の町営住宅では、新緑ヶ丘団地や後水団地のように後年建設しましたような町営住宅の一部において、段差のほかスロープの設置がされている住宅や住戸内に段差の少ない構造、このようになっておる住宅はございます。

あと、入居可能な募集予定につきましては、新緑ヶ丘団地や後水団地については今後募集する予定はございますが、今現在コロナウイルスの感染症やウクライナの戦争等、この影響によりまして整備に必要な資材の納入が大変遅れております。現時点では、いつ募集するか明言できないような状況でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

単身ですね、車椅子の方などですね、入居できるような環境を、バリアフリー化も進めていただきたいと思います。

要旨3、戸数縮減に伴い発生する空き地の効果的な活用についてお尋ねいたします。

鶴松団地、高浜団地ですね、あと山鹿A・B団地が用途廃止になるってことです。鶴松団地、高浜団地がですね、かなり大きな土地が広がるような形になるのではないかと考えております。先ほど移住・定住の話をしたんですけども、第2期長寿命化計画ではですね、「民間への売却や一部の駐車場整備など、効果的な活用方法を検討します。」というふうに書かれております。私はこの空き地の効果的な活用として、町営住宅の跡地であるということからも移住・定住促進などにぜひとも活用してほしいとは思っております。

それ以外にですね、子育て中の方、高齢者の方、障害のある方の雇用の場を創出してほしいなというふうにちょっと思っていたんですけども、午前中ですね、レジャー港の話伺いまして、レジャー港にも雇用の場が増えそうだったというのはすごい感じました。ただですね、来場者には町内を回遊してもらい、あちこちでお金を落としてもらわないといけない。レジャー港のほうには人が集まりそうですが、今のところ商店街など町部に観光客が回遊する仕組みを感じられませんでした。例えば、今年の8月に石川県能登町の巨大イカのモニュメントで、その経済効果が6億円だったという報道がなされました。やはり観光客がわざわざ足を運ぶための理由、つまり施策が必要なのではないかと思いました。観光客が増えればイベントなんかも行われ、その周辺のお店も忙しくなり、結果として雇用も生まれるのかもしれない。

これは例えばの話です。この空き地の活用は、効果的な活用として地域の活性化や雇用を生むための施策も、住宅とかだけではなくてですね、していただけたらなと思っております。まだ先の話で「萩原、何でこんな話を今持ってくるんだ。」っていうとこだと思うんですけど、まずは町長のお考えをお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

ちょっと整理できないんですけどね、今後の町営住宅の戸数の削減で、空き地の効果的な活用についてという質問でよろしいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

用途廃止に伴いまして発生する空き地はですね、移住・定住促進事業などの利用で様々な活用があると思うということなんですけど、町営住宅の用途廃止後の空き地の活用方法については、ま

だ今からですね、今のお話も聞きよって、今から1つずつ整理していくという段階の話ですよ。今から「悪いところは変える、独身者のも整備する」とかですね、いろんな話の中でお聞きしてたんですが、この検討の中で議員のおっしゃられた企業誘致とかですね、移住・定住促進事業での活用ということはですね、今からより効果的な活用をまた考えて、様々な方向から今るるいろいろ御提案があったようでございますが、その中で計画していくつもりでございます。

今どうするとか、どうやるとかいう答えは持ってありません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ぜひとも、この空き地の活用は芦屋町の発展に寄与するような施策が出てくることを望みまして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

換気のため、ただいまからしばらく休憩いたします。なお、14時25分から再開します。

午後2時16分休憩

.....
午後2時25分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上です。

まず第1に、老人憩の家の建て替えについて伺います。

芦屋町には、寿楽会館、鶴松荘、山鹿荘の3つの老人憩の家がありますが、どれも昭和47年～昭和52年に建設されたもので老朽化が進んでいます。建物の雨漏りや剝離も進み、ボイラーなどの機器類も故障が多く、不良箇所の補修と修理を繰り返しながら運営されている状況となっています。最近では寿楽会館と鶴松荘が使用中止になっていましたが、その後寿楽会館は再開、しかし台風により煙突が倒壊した鶴松荘は、修理のため再開のめどが立っていないと聞いています。

町は老人憩の家について建て替えを含めて検討するとしていますが、今後の考えを伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

老人憩の家の現状につきまして議員御指摘のとおり、老人憩の家3施設についてはいずれも建築から50年近く経過しており、建物の老朽化は激しく、近年は様々な不具合や設備の故障が生じております。今年度に生じた寿楽会館のボイラー操作盤の故障や鶴松荘のボイラーの煙突の破損では、当該施設を長期間休止せざるを得ない事態となりましたが、現在は鶴松荘のボイラー煙突の修繕も完了しております。全ての老人憩の家が利用を再開しております。このように現時点では、修理等により何とか運営を続けております。

そこで老人憩の家の在り方についてですが、現在までの検討状況を御説明いたします。

令和元年度に基本構想を策定しており、4つの案が示されております。1つは、現行と同様の3施設の老人憩の家の建て替え。2つ目は、山鹿地区と芦屋地区に1か所ずつの老人憩の家の建て替え。3つ目は、芦屋地区1か所に公民館機能を持たせた複合型への建て替え、4つ目は、今説明しました芦屋地区に1か所の複合型に、山鹿地区にコンパクトな施設を加えた2か所の複合型への建て替えの4案です。老人憩の家の在り方については住民の福祉に直結する内容となりますので、住民の意見を聞きながら進めていくことが大切であると考えております。よって、令和2年度に住民アンケートを実施しております。

この住民アンケートでは、「老人憩の家は必要ですか。」の問いに「必要。」と答えた方は47%でありましたが、「あなた個人として、老人憩の家を利用したいと思いませんか。」の問いには、「利用したい。」の21%に対しまして「利用したくない。」が43%となりました。この結果から、「老人憩の家は必要と思うが、自分自身は利用する気がない。」という必要性和利用の意向とで矛盾が生じており、住民の正確な民意を把握することができたとはいえない結果となりました。

また、入浴設備につきましても課題の1つではありますが、建設当時と違い現在は各家庭にお風呂が普及し、また民間の入浴施設が充実してきたため、その必要性を疑問視する回答も多数ありました。また、利用者は年々減少するとともに固定化されているため、将来に向けての必要性についても疑問が生じております。

このようなことから基本構想の中から1案に絞れず、今現在に至っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

令和2年に基本構想ができたわけですけど、それ以後ですね、住民アンケートをとっても、町としては方向性を出さずに現在いるということですが、50年近くたっている施設ですので早急

にやはりどうするかということを決めなければなりません、今後は町としてですね、範囲を広げた方々へのアンケート調査をやる、そういった考えはあるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

住民アンケートについてということで、アンケート調査票につきましてもう一度するというところで11月25日、18歳以上の住民から無作為抽出した対象者1,500人に発送しております。12月末まで回答を受け付けております。アンケートの内容につきましては、住民が老人憩の家の利用を将来にわたり希望しているのか、望まれる施設の在り方はどのようなものかという視点で設問を作成しております。今回のアンケート結果を踏まえて、今後の老人憩の家の在り方について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、今回の憩の家の不良箇所はボイラー関係であったと思いますが、老人憩の家の今後の問題点と、修理が求められるものはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

老人憩の家の今現在の課題と、建物の補修はほかに何があるのかというところで答えさせていただきまして、まず最初の老人憩の家の課題のほうで説明させていただきます。

まず課題の1つ目は、維持管理費が課題となっております。原油価格の高騰もある中、老朽化による修繕費を含めた経費が直近5年間では年間に2,500万円～3,000万円かかっています。コロナ前を基準としてお話しさせていただきますが、コロナ前の令和元年では年間延べ約3万回の利用があっており、高齢者1人の利用1回当たりのコストが965円となっております。令和元年から考えて5年前の平成26年度は約4万4,000回の利用で1回当たりのコストが612円であったことから、利用者1回当たりの経費は5年間で300円以上増加しております。他の世代が使えない中、これだけの税金を投入するというのが1つの課題となっております。もう1つの課題としまして、利用者が大きく減少していることです。平成15年度は開館1日当たりの利用者数が205人であったのに対して、令和元年度には101人と約半数になっております。また、同じ人の利用が多数であり、利用者の固定化も課題となっております。

そして今の建物の状況といたしまして建築から45年以上が経過しておりまして、先ほど説明しましたが、現在も不具合が生じた場所はスポットでの修繕を行ってまいりました。現時点ですね、調査等特にやってはいないんですけども、具体的にもう悪いところがたくさんありまして、具体的にどこが悪いと言えるものではございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

出来た当初から見ればですね、利用者も減ってきてるシランニングコストもかかっているということですし、それに近年ではコロナ禍の中ですね、なかなかそういった点では減少傾向が続いているということですが、私たち日本共産党の芦屋支部としてですね、老人憩の家に関する住民懇談会を10月1日に町民会館で行いました。参加者はですね、10数名だったんですけど、利用されている方とかですね、またそこで働いている方とかそういった方が参加されてですね、多くの意見をいただきました。

その中で出た意見というのは、1つはやはり「早く建て替えてほしい。」ということ。それから、「今は無料で使用しているが、少しでも有料でも構わない。」というような声もありました。それから、「現在は高齢者だけしか使えないが、誰でも利用できるような施設を造るべきではないか。」という声もありました。また郡内ですね、3町のように「憩の家を1か所にして、いろいろな機能がついた風呂にしてほしい。」など、基本的にはですね、建て替えを求める声というのが圧倒的でした。少くも有料でもいいという点ではですね、出されたのは、例えば岡垣町のいこいの里は町内者と町外者も利用されているので、町内者の料金としては3歳以上は150円、15歳以上が300円です。遠賀のふれあいの里は、町内者は60歳以上が200円ですね。60歳未満が300円、子供は200円、町外者は町外者料金になってるってことです。それと、最近できた水巻のいちょうの湯、これは民間施設が造ってるわけなんですけど、ここはグレードも高いということで大人が880円、子供が440円ということになってます。ただ、水巻町としてもですね、高齢者の憩いの場として使いたいということで、水巻町が補助してですね、65歳以上は300円のパスをつくっているということで、ただ、土曜・日曜は使えないという、こういったことで有料で取ってるということになってます。

そういった点ではですね、先ほど芦屋町も無料でやってるということで、なかなか有料にするっていうのは難しいところもあるかも分かりませんが、町内者・町外者を含めてやるし、大人から子供まで利用できるものにしてですね、例えば高齢者には無料パスをつくるとか、そういった考えもできるんじゃないかなというふうに思います。

仮にですね、こういった老人憩の家を建て替える場合について、町として建て替える場合の町有地はどのようなものがあるかということをお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

建て替えるとした場合にどの場所が考えられるかというところで、今現在、建て替えなのか廃止なのか、集約して1か所にするのか2か所にするのかを今後検討し、その後に場所については検討していくことになります。よって、現時点で場所について具体的にちょっとお話しすることはできません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

当然、まだどうするかってことは決まってないのですが、ただ、平成30年に内海議員がやはりこの問題について一般質問したときは、旧芦屋中央病院跡地がどうかというような提案もされてましたが、その後ですね、例えば芦屋町、先ほど町営住宅の問題で、町営住宅の建て替えでから高浜やいろんなどころをですね、町有地を取り壊しています。そういった点では、そういった土地も候補地となると思いますし、また、新芦屋中央病院の周りにはですね、やはりここも町有地がずっと広がっています。これは整備すればですね、ここも対象になるし、中央病院を利用された方がそのお風呂を利用するとかっていう、そういったことも考えるべきであります。それと柏原地区のですね、旧塩田跡、今は芋畑をつくってますけど、そういったところも町有地としてスペースもあるということです。

ただ、町営住宅の建て替えについてはですね、面積の制限が25%か狭めなければならないということになってますが、現在のところの町有地、老人憩の家を建て替えるっていったら、今の面積をまた25%減らされるということになりますけど、それではなかなか十分なスペースが取れないという問題がありますが、この3つを1つにやっっていけば、合計合わせた面積の25%減らしても一定の機能を持った施設が造られるんじゃないかなというふうに思います。

それで、御手元に配布していますグラフがあると思いますけど、これは私たちが町内4,000戸にですね、アンケート調査をして、11月末で返信された分をグラフ化したものですが、1点目にですね、今の住民の状況というのを尋ねたところ、やはり「生活が苦しくなった」とかですね、それから「少し苦しくなった」というのが、8割の方は生活が苦しい状況が生まれているというのが見えました。やはりそういった方々に対してですね、自治体の役割がやっぱり本当

に大事になってくるんだなと思います。

で、16項目にわたって伺ったんですけど、その中で老人憩の家の今後についてを伺いました。これについての項目としてはですね、まず必要であるということについては、例えば「高齢者を対象に3か所で建て替える」、「高齢者対象に芦屋、山鹿2か所で建て替える」、「1か所に集約し、全町民が利用できる施設に建て替える」ということ。それと、不要であるということで「廃止すべき」という、それと「分からない」という、こういった項目で聞いてるんですけど、それが今この2のほうに結果で出てますけど、「1か所にして誰でも」というのがですね、約40%ですね。それから「芦屋と山鹿の2か所で建て替える」というのが17%、それから「3か所で建て替える」っていうのが10%、「廃止したほうがいい」というのが11%、「分からない」というのが22%ってことで、老人憩の家の存在とか役割とかがやっぱり十分知られてないということもあると思いますが、こういった結果が私たちの調査では出てきています。

こういったですね、私たちの調査結果も踏まえて、今後の町のアンケートの結果を中心にしてですね、町民の意向を取った中での老人憩の家の建て替えについては、やはり町がイニシアチブを発揮してですね、早急に基本計画、基本設計、実施設計、こういったものに着手すべきではないかと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

時期につきましては今行っているアンケートですね、今後、住民アンケートの内容を取りまとめましてその結果を分析し、課題を抽出し、今後の老人憩の家の在り方を検証する時間をもう少しいただきたいと思います。将来にわたって本当に必要な施設は何なのかをよく検討し、方針決定を行いたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかく、やはり早く着手するということがですね、今1番必要なことではないかと思いますが、今の時代から言えばですね、例えば平成30年に内海議員が提案していた温泉の活用とかですね、また現在ではですね、CO₂の問題なんかがありますんで、再生可能なエネルギーを活用してCO₂削減の取組を考えていくという、そういった施設にすべきというふうに思いますけど、その点についてはいかががお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

浴場の設備も、整備するもしないもちょっと現段階ではまだ決まっておきませんので、再生可能エネルギーの導入についても現時点ではちょっとお答えすることができません。ただし、必要に応じてそのときが来れば、検討は考えられると思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

なかなか、はっきりした方針が出てないという中でですね、そういったことも大変回答しにくいことだと思いますが、平成30年の内海議員の一般質問に対して町長が、「これについては、やはり造ったとしても5年ぐらいはですね、時間的には必要だというふうに考える。」という答弁をします。そういった点ではですね、今からまた決めて5年後といえはですね、もう50年を超えるような状況になるわけなんですけど。

先ほどの答弁でもあったようにですね、老朽化してですね、どこで不具合や故障が起こっても不思議ではないという状況にあります。一刻もですね、早くですね、家の建て替えについての結論を出して高齢者を中心とした町民の心身の健康を増進し、地域共生社会を実現するための環境整備を進めることが求められていると思います。そのことについて町長は前回、萩原議員も一般質問しておりますが、多くの議員が注視している中でどのようにこの問題を考えてるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

いろいろお話されたわけですが、まず基本的な話は福祉課長がお話ししたように、今後どうするかということは1回目アンケートをとりました。そして今度、再度もう一度アンケートをとりまして、その結果が12月末までにということですので、それを基にですね、一応ゼロからスタートということで、いろんなことを決めていかなくちゃならないと思っております。

川上議員が言われた川上議員のところのアンケート、それから町がやるアンケートだとか、それと私の手元にですね、これ近隣はどうなのか、芦屋だけじゃない、岡垣とかそういうのだけではなく、例えば近隣の福岡県内で60市町村あるわけですが、大体この老人憩の家のお風呂というのは各行政でですね、これはもう同じような論議があつてと思うんです。それで老人憩の家に関する調査ということで、老人憩の家はあるけど浴場があるかないかとか、浴場の併

設が「あり」はですね、4市町村しかない。「なし」が5市町村ということですね、各行政によっていろんな違いがあるんですが、老人憩の家ではなく社会福祉協議会がありますよね。それを福祉センターという形にして、その中にお風呂を造るとかですね、というような市町村もあるわけでございます。だから、いろんな選択肢がたくさんあります。

その中で今回のアンケートの結果を見て、基本はうちの芦屋の町民のアンケートですから、それを基本にして組み立てていくべきだと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

名称自体も老人憩の家ということになればですね、老人だけの使用ということになりますんで、そうではなくて、やはり今後の芦屋町の人口ビジョンとかも考えて、先ほど言ったように高齢者も利用者が少なくなっていくという状況、そういった点では高齢者だけの利用ではなくて幅広い方々が利用できる施設にしていってですね、健康増進や地域共生社会を実現させていくという、そういった役割を持ったものであればですね、先ほど言いましたように福祉センターとかそういったふうなところが変わっていくことも必要だと思いますが。とにかくですね、前回の内海議員とか萩原議員とかの質問からもですね、もう4年近くたってます。それで、その4年間の間に動いてない、方針ができてないという、そこが私は1番問題だと思いますので、やっぱり今度は正念場と思うんでね、今度のアンケート結果を踏まえて、やはり町がイニシアチブをちゃんと発揮してですね、やっていくという、そういった方向性を持っていただきたいと思います。

それでは次にですね、高齢者福祉乗車券について伺います。

高齢ドライバーによる交通事故が頻繁にニュースとなって報じられています。長年、買物や通院などに車を使ってきた高齢者が免許を返納すると暮らしが不便になることから、免許証の返納が進まない現状にあると思います。高齢ドライバーによる交通事故をなくすためにも、高齢者の買物や通院には移動手段が必要であります。

町には市営バスやタウンバス、巡回バスなどの公共交通もありますが、通院などにはタクシーを利用したいこともあります。しかし、芦屋町ではタクシー使用に対する助成は行われていないという現状があります。福岡市では高齢者の社会参加を促進するため高齢者乗車券を交付し、タクシーを利用した高齢者の買物や通院支援も行っていますが、芦屋町でも検討すべきではないか、この点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは、お答えいたします。

高齢者の免許返納や返納後の移動手段確保については全国的にも喫緊の課題となっており、いずれの自治体においてもそれぞれの取組を進めているものと認識しております。芦屋町においても運転に不安を感じる高齢者の免許返納を支援するため、免許証を返納した高齢者に路線バス乗車券またはタクシー初乗り利用券のいずれか約1万円分を交付する芦屋町高齢者運転免許証返納者支援事業を行っております。

また、免許返納後の移動手段の確保という点では、巡回バスの運行がその1つです。この巡回バスの最大の特徴としましては無料であるという点が挙げられますが、このことにより、日頃の買物や通院の足として安心して御利用いただいているものと考えております。また令和2年度には、それまでの芦屋・山鹿の2コースの運行から3コースへ路線を増加させておりますが、とりわけ北九州市交通局の向田営業所に新規バス停を設置したことで北九州市営バスに乗り換えて水巻町へ向かうこともできるようになったため、利便性は大きく向上しているものと考えております。

次に、芦屋タウンバスと北九州市営バスという2つの路線バスも、高齢者の移動手段としては重要な役割を担っております。これら路線バスについては令和2年6月から町内区間の料金を100円均一とする試験運行を行っており、少ない金銭負担で町内を移動することで、高齢者の外出や社会参加の機会増加の一助となっているものと考えております。また、北九州市営バスは折尾駅、芦屋タウンバスは遠賀川駅と接続しており、町内からバス1本で鉄道駅に接続できる環境となっております。このように芦屋町におけるバスの利用環境につきましては、高齢者の日常生活を支えられる水準にあるというふうと考えております。

そのような中で今、議員おっしゃられましたタクシー利用に対する助成を検討する場合には、その必要性というものを十分に検証する必要があります。例えば栗屋区から芦屋中央病院までタクシー移動する場合、現在の北九州地区のタクシー料金で計算しますと大体2,000円前後かかる計算となります。先ほど川上議員が触れられた福岡市の例を見ますと、1回当たり500円の助成券を使用できるものとなっておりますので、残りの1,500円ほどは利用者が負担することとなります。これに対しまして、北九州市営バスを利用すれば栗屋区から芦屋中央病院まで100円で移動できますので、やはり普段使いとしてはバスを選ばれる方が多いのではないのでしょうか。また、タクシーも公共交通の1つと考えるならば、路線バスや巡回バスも含めた芦屋町全体の公共交通に与える影響等も考慮しなければなりません。もし、タクシーの利用が増えた場合に路線バスの利用者が減少し、将来的な路線バスの撤退などの悪影響を及ぼす可能性もございます。したがって、地域の公共交通全体に影響を与えかねない高齢者への福祉乗車券の交付といっ

たようなタクシー利用に対する助成については、慎重に考えなくてはならないのではないかと考えております。

なお、福岡市では平成29年度に当該助成制度の見直しについて議論されているようです。結果として制度継続とはなったようですが、財政負担等からその考えが出てきたのではないかとというふうに予想しております。また全国の自治体でも、タクシー券の助成制度について多額の事業費を要することや町内の交通網を整備したことから、廃止・縮小を行ったところもあるようです。こうしたことから、現時点では町として高齢者への福祉乗車券の配布といった、タクシーに限った利用助成を行うことは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

免許証返納の際にですね、タクシー券が配布されて使ってましたけど、確かにそれは一時的なものであってですね、こういった制度として、福祉乗車券制度であれば継続的に使われるということですね、そういった点では利便性が向上するというふうに思いますけど、確かに言われたように芦屋町のタウンバスにしてもですね、福岡県内で群を抜いて便数の多い路線ですし、また、巡回バスの問題、そして北九州市営バスにもですね、100円バスとかそういった利便性を求めてから市と交渉してるという、そういった町の皆さん方の努力についてはですね、大変評価するものですけど。

また、先ほどの町民アンケートの中でですね、実現してほしいこと、それから活性化のために何が必要かというそういった項目についてですね、やはり実現してほしいこともですね、交通網の拡充というのがですね、結構上位のほうにランクされていますし、活性化のために何が必要かという点でもですね、交通網の整備というのがですね、上位に入っていることで、やはり芦屋町の宿命といいますか、JR駅がないという点ではですね、やはり皆さん方、町としても努力はしてますけど、やはり町民としてはそこについてさらなる拡充を求めているという、そういったことが伺えます。

私は第3回の定例会でですね、中央病院のシャトルバスの運行を求める一般質問をいたしました。その後いろんな方からですね、声が寄せられています。高齢者からはですね、「病院に行くときは巡回バスで行けるが、帰りはバスがないのでタクシーを利用するので出費がかさむ。」とか、「免許証を返納してしまって公共交通を利用している。病院から『産業医大や新水巻病院に転院したらどうか。』と紹介されているが、マイカーを持っていたときなら行けるがバスなどで行くということになれば大変なので、断って『中央病院で今後も継続的に受診したい。』というふうに言

っている。」というですね。やはり障害者のようにですね、「タクシー利用券を給付してもらえば大変助かる。」という、そういった声が寄せられています。

そういった点でですね、福岡市でも、先ほど言われましたように高齢者の社会参加を促進するために交通費の一部を助成する高齢者乗車券を、福岡市に住む満70歳以上の人で介護保険料の所得段階が1～7の方について、1年間の最大で1万2,000円。ほかにもですね、地下鉄とか電車とかバスとかタクシーとか渡船とか、こういったものに使える制度があるってことで、北九州市のほうもですね、やはり山のほうに住んでる方についてはですね、なかなか「やはりいろんな交通体系ができているが、使いにくいのでタクシー乗車券をぜひつくってほしい。」と言って、今、北九州市でもですね、こういった運動が取り組まれています。

コロナ禍の中でですね、年金が減らされ、医療や介護の負担が増え、物価が高騰する中で経済的に困窮する方など、高齢者の実態は深刻だと思います。言いましたように、最近やっぱり暮らし向きについてはですね、8割の方が厳しくなったというふうな実感を持っています。そういった点ではですね、今日もニュースで政府が軍事費をGDPの2%にするということで、そんな中で福祉とかサービスの切り捨てを行うし、そして税金を上げて4兆円、5兆円ですね、軍事費の財源にするという、そういったことが言われてましたけど、やっぱりこういったことが続く中でですね、以前に比べてですね、高齢者の暮らしが明らかに大変になってですね、外出が困難になってきているという、そういった状況があるのではないかと思います、その点についてはどうでしょうか。（「それは国会の話やろ」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

答弁要るんね。

○議員 10番 川上 誠一君

高齢者の暮らしがですね、やはりいろんな財政負担とかになっていく中で外出が困難になってきてるんじゃないかという、そういったところについてはどう思いますかということです。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

川上議員のアンケートから負担が増えてきているというのは十分、分かります。

こちら、最近の物価の高騰とかいうのも当然影響してきていると思ひまして、福祉課ではこのたび2万円の高齢者の方に対する支援策をさせていただいておりますし、外出支援とかにつきましてもですね、タクシーの利用とかいうところではなく各自治区でやってるサロンやその他においてですね、高齢者の外出促進とかいうところには福祉課として図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

なかなか難しいことでしょうけど、やはり公共交通網の脆弱というのはですね、車を運転しない交通弱者の生活をやっぱり大変にしていると。高齢になってもやっぱり住み慣れた地域で生活できる環境整備というのが、やっぱり町として必要ではないかと思えますんで、ぜひですね、今後も公共交通の拡充についてはですね、力を入れていきたいというふうに思います。福岡市でもですね、導入されている福祉タクシー券の利用を実現し、高齢者が少しでも住み慣れた地域で生活しやすいようにすることを求めています。芦屋町に乗り入れている北九州市営バスとの競合の問題はありますが、ぜひですね、こういった問題を乗り越えて実現できるように力を注いでもらいたいというふうに思います。

それと同時に高齢化が今以上に進んでですね、免許証の返納が増えたときに困る人が出る前に、早いうちからやっぱりその対策を考えるべきということを求めて、この質問について終わります。

続いて、給付型奨学金の創設について伺います。

「お金の心配なく学びたい」という全国の学生の声と運動に押されて、給付型奨学金の法律が国会で可決され給付型奨学金がスタートしていますが、その規模は1学年2万人、学生数の2%強と極めて少ないです。ほとんどの学生にとっても無縁なものとなりかねないものになってます。誰もが安心して学べる環境をつくるためにも、町が独自に給付型奨学金を創設することが必要であると考えています。そこで、以下のことを伺います。

1、芦屋町にも奨学金制度自体はありますが、平成17年度以降、新たな貸付けを行っていません。なぜなのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

過去の経緯ははっきりしませんが、国・県・学校・団体・企業などにも同様の奨学金制度があったことから、町の奨学金制度はその役目を終えたものと考えられたため新規の募集をやめ、現在は奨学金の償還事務のみを行っているものと認識しています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

奨学金制度についても、私が議員になったときはまだ存続してですね、役場の課長さんから「ぜひ知り合いに、奨学金があるから借りるよ」という話をしてくれんか。」とかね、そんなことを言われたんですけど、その後、小泉内閣のときに集中改革プランが出てですね、町の財政としても競艇が厳しくなってくる中でいろんなサービスをカットしていった中で、そのときにですね、奨学金制度についても「もう貸し出しはしない。」というようなことを言われて、こういったふうになったんだと思いますが、やはり教育問題についてもですね、このアンケートの中でも分かるようにですね、実現してほしいことの中に、やはり子供の教育についてがやっぱり挙げられてますし、活性化のために何が必要かというところでもですね、子育て支援というのはですね、上位に入っています。

それで今ですね、各自治体で少子化が叫ばれる中、どう若い世代を引きつけて町の活力を維持していくのか、どの自治体にとってもですね、大きな課題になってます。若者たちに芦屋町で暮らしたいと思ってもらうためには、若者を支え、若者にとって住みやすいと思われるような魅力的な施策が必要です。町が行っている学生への通学補助も喜ばれていますが、給付型奨学金制度はその1つとして自治体でも注目されています。

そこでですね、2点目の若者の就学の機会を保障してですね、奨学金返済の不安と負担を軽減するためにも給付型奨学金制度を創設する、そういった考えはないのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

経済的に困難な学生などが利用できる支援策といたしましては、まず、国が行う授業料の減免や給付型奨学金による高等教育の就学支援金制度。2つ目が、福岡県が行っている奨学金制度。3つ目が、大学などが独自に行っている授業料などの減免制度及び授業料の納付猶予制度。4つ目が、日本学生支援機構が行う貸与型奨学金制度及び緊急特別無利子貸与型奨学金制度。5つ目が、日本政策金融公庫が行う国の教育ローン。6つ目が、社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度。7つ目、労働金庫が行う入学時必要資金融資。8つ目、日本財団が行う夢の奨学金制度などがあります。このほかにも民間の就学支援機関が行っている奨学金制度もあります。

これら1つ1つの制度についての紹介は控えますが、まずはこれらの情報を正しく周知していくことが必要であるのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、述べられたようにいろんな奨学金制度もありますが、基本的にはですね、こういったのはほとんどが有利子であります。やはり800万とかですね、授業料がかかる。例えば国公立でもですね、年間授業料が60万、私学であれば最低でも120万はかかりますし、それに町外に出ていった場合はですね、食費から下宿代とかそういったのも見るとですね、やはり昔は無利子の制度とかもあったんですけど、今は日本学生機構の奨学金なんかでもほとんど一般的な借入れと変わらない利息が取られるということ、それによってですね、年間の支払い額が大学を卒業したらですね、5万円の奨学金の返済を40歳までやらなければならないという、そういった状況に追い込まれてですね、滞納にもつながれば2回滞納するとブラックリストに載せられるという、そういった状況の中で結婚もできないというようなこともですね、大きな問題となっております。また、医療分野の学生もですね、相当のですね、奨学金の返済が必要になってきているという状況です。

先ほど言ったのと別にですね、やはり自治体独自で給付型の奨学金制度を給付している自治体も、やはり現在もあります。例えば札幌市ではですね、高校生1,000人、大学生200人に給付型奨学金制度を給付しています。国がこの間、高校授業料の無償化とか低所得世帯に対して就学支援などをしてはいますが、こうした自治体独自の取組も行われています。ですから、やはり町としてどう学生を支援していくか、これが当然問われる事案です。経済的な問題で学びを断念することがないように、町としてもですね、やはりこういった給付型の奨学金制度が必要ではないでしょうか。

今日の一般質問の中でもですね、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という、そういったことが言われてました。そういった点ではですね、有利子の返済する奨学金ではなくて給付型で安心して学ぶことができる、そういった奨学金制度を芦屋町でもですね、つくることが必要ではないかと思いますが、再度これについてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

貸与型の奨学金を利用しますと、奨学金を借りた本人が長い年月をかけて返済するものです。

最近では奨学金の返済を支援する企業返済支援制度を導入する企業も増えているということで、それらの制度を紹介するウェブサイトもございます。その一部を御紹介させていただきますと、企業が行う返済支援制度は企業が社員に対して支給する福利厚生の一つで、主な方法として一つ目が、会社の定めた範囲内の金額を毎月支給する、もしくは勤続年数の条件を満たすと奨学金を支払うといったものとのことです。

また、一部の自治体においても奨学金の返還を肩代わりする奨学金返還支援制度が、内閣官房・

内閣府総合サイト「地方創生」の中で紹介されています。その一部を御紹介しますと、地元での就業や居住などの要件を満たすと奨学金の返済額の全てまたは一部を自治体が支援するというもので、本年6月1日現在、全国で36の都府県615の市区町村で奨学金返還支援を行っているとのことです。自治体ごとに支援の対象や支援する金額などの条件は異なります。

このため、芦屋町でこれらの制度を創設するかどうか、給付型も含めてでございますが、まず支援の対象者をどのように定めるのか、支援する金額をどの程度に設定するのか、これらに必要な財源をどのように確保するのかなどについて調査研究を進める必要があると考えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町がですね、給付型奨学金制度がなかなかできないというのであれば、先ほど言われた奨学金返還支援制度というのがあります。これをつくってですね、有利子で借りた奨学金に苦しむ若者に対して、それを援助してやるということは当然必要だと思います。

なぜこれが今、注目されているかというのですね、やはりこれは大学を卒業後、町に定住するなどの要件を満たした町出身者が奨学金の返済を免除するという、これは町に住んで町で働いていけばですね、定住促進が図られるということですね、いろんな自治体が考えています。町で働かなくても、例えば芦屋町で雇用の場がなかったとしても、芦屋町に帰って北九州市に働きに行く人、そういった人も対象にしていくということです。

芦屋町に住んでいた方が奨学金を借りて県外の学校で学び、就職は芦屋町に帰り、芦屋町に居住し町内の企業や近隣の企業に就職する、また町で起業を行ったりする、こういった場合にですね、貸与型奨学金の返済の肩代わりを行うというものです。これはやはり大学生だけではなくてですね、専門学校生にも適用されることができます。例えば医療系の看護師さんとか理学療法士とかそういった方が奨学金を借りて資格を取って芦屋町に帰って、芦屋町の例えば中央病院で働くとか、そういったことをすれば奨学金の返済を免除するという、そういった制度になってます。

芦屋町のですね、令和2年の芦屋町人口ビジョンというのがあります。人口の将来展望ということでですね、出してるわけですけど、これによりますと、芦屋町が例えばさっき言ったような若者に対して施策とかそういったものをもってですね、人口減少を抑えていくという、そういったことをすればですね、芦屋町としては2040年には1万2,000人ぐらいのことは人口を確保できるだろうというふうに見ています。ところが国は、今後の芦屋町の人口はどうかというのを見るとですね、2040年にはですね、8,500人～8,900人、このまま行けばなってしまうということです。

そういった点です、この人口減少を抑えるためにはどうするかという点では、町の人口ビジョンの中では、「新しい『ひと』の流れをつくり、定住化を促進」と、「進学や就職・結婚などの機会に転出しなくてもよい環境づくりや住んでよかったといえるまちづくりを推進することが重要となる。」「芦屋町ならではの『しごと』づくり」ということでは、「若者の就労を支援する取り組みや公共交通ネットワークなどといった通勤できる環境の維持・拡充が重要です。」となっています。そして、「ずっと住み続けたい『まち』づくりという点では、「子どもから高齢者まで安心し、生き生きと生活できるコミュニティ溢れる地域づくりが必要となります。」ということ

です。
私が今日一般質問でしたのはこの観点からですね、3つの質問をしたわけです。ぜひですね、やっぱりそういった点で、芦屋町の定住促進を進めるためにもですね、奨学金返済支援制度、こういったものをつくるお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほどの答弁の繰り返しになって恐縮でございますが、現在導入している市区町村でいうと615ということでございますが、その中の自治体ごとの支援の対象者や支援する金額などの条件が全然ばらばらでございます。したがって、芦屋町で導入するかどうかということについては、まず支援者の対象をどこまでするのか、自治体によっては居住だけというところもあると聞いてますし、特定の職業に従事する、例えば議員が御指摘になりました医療関係だとか保育であるとか、教育委員会で言いますと先ほどの萩原議員の質問の中でも触れましたが、教員になるとかいうところとかですね、そういう人材が不足している業界に入ってもらおうとかですね、そういう条件をどういうふうに設定していくのかというところ。それと、実際に支援する金額の規模をどのぐらいにすればいいのか、そういうところを考えていく必要があるし、それに対して財源をどう考えていくか、そののところがしっかり調査研究を進めてから検討していくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ、そういったものが実現できるように、特にですね、基本的には教育についてはですね、そういった地方自治体の動きも大事ですが、やはり国が1番責任持たないといけないところです。そういった点ではですね、給付型奨学金制度の利用者の拡充、これをやはり国にですね、やらせ

るという、そういったことが必要だと思えますが。そういった点です、国に対して拡充の意見を上げるとか、そういった点を町長にですね、考え方について伺いたいと思えます。

給付型奨学金や先ほど言った奨学金返済支援制度、こういったものを利用して芦屋町の人口ビジョンをですね、実現させていくという、そういった考えについてのお考えを最後に伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

聞き漏らしたかもしれません。

今、最後頃に、給付型のこの奨学金制度の創設について、国に私が申し入れてくれということですか。「町として国に意見を上げてくれっていうことです」と呼ぶ者あり）芦屋町の町長が国に行って、単町ですか。それはちょっと現実味がないと思うんですけど。我々陳情をよくするんですけど、郡の町長会とか県の町長会と合わせてですね、持っていくんですけど。

給付型というのはちょっと私も聞き慣れないです。給付型というのは返さなくていいって言うんでしょ。お金を返さなくていいって言うんでしょ。「返さなくていい」と呼ぶ者あり）その点、ちょっと私も自分でちょっと考えたんですけど給付型——大学、高校もそうなんでしょうけど、例えば大学やったら一部・二部で夜間・昼とあって、昼働いて夜学校に行きます。そして働いた金で少しずつ借りた金を返すという、これが本来そうじゃないかなと思うんですよね。

いきなりこの給付型、もうこれいろんな事情があるんでしょうけど、特殊な環境もあるんでしょうけど、特殊な技術を持った人、その町にとってその人材が必要であるというような専門大学の優秀な人をですね、「とにかく全部出すから、うちの町に住んでやってくれ。」とかって、そういうケースならあってもあれなんでしょうけど、ちょっとこの問題もですね、個人的ですがなかなか前には進まないんじゃないかなと。

もらえない方もいらっしゃるし、一生懸命子供のために貯金してですね、学資金積み立てた人もいらっしゃるし、いろんな形の中で子供のために借金して大学までやったとか、ここにいきなり給付型とかいって、ただでもらえるのかと、そういうような話も今からそういうふうに広がれば、だんだん出てくるのではないかと思います。もう少しやっぱり、これは川上議員の言われるのはよく理解できますが、このことも時間が要るのではないかと考えております。その程度でよろしいでしょうか。

○議員 10番 川上 誠一君

終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 3 時 26 分散会
